



JA全農あきた米穀部にて（編集部）

目 次

共同調査報告

現地に見る平成30年産米の生産調整—秋田県大潟村を中心として

現地に見る平成30年産米の生産調整

—秋田県大潟村を中心として……………谷口信和（4）

平成30年産米の生産調整の全国的な動向と秋田県の位置……………安藤光義（12）

秋田県における米の生産調整対応

—米生産・園芸振興との関係をめぐって—……………津田 涉（25）

大潟村の米生産調整と今後の課題……………矢坂雅充（35）

秋田県大潟村の米販売会社による米生産調整への対応

—(株)大潟村カントリーエレベーター公社
と(株)農友(秋田農友会)の場合—……………神山安雄（44）

(株)大潟村あきたこまち生産者協会の販売戦略

—グルテン・フリーの米粉製品の開発・販売・普及へ……………服部信司（54）

株式会社大潟村同友会の歴史と生産・販売状況……………堀口健治（58）

(株)みらい共創ファーム秋田の取り組みと実績……………堀口健治（62）

JAあきた湖東におけるえだまめを通じた生産調整対応……………谷口信和（67）

森林総研研究成果報告

津波被災海岸林再生のための自動植付機の開発……………山田 健（76）

〔時評〕日米関税貿易交渉開始に思う……………（UMA）（2）

☆表紙写真 大潟村役場で高橋浩人村長からお話を伺う（編集部）
「農村と都市をむすぶ」2018年11月号（第68巻10号）通巻第804号

日米関税貿易交渉開始に思う



九月二六日の日米首脳会談で、二国間の日米関税貿易交渉入りが表明された。正直またかという思いだ。

TPP交渉においては、選挙公約でTPP交渉に反対を掲げていたはずであったが、選挙後はTPP交渉入りを宣言した。TPP交渉においては、聖域確保を条件としていたはずであったが、重要品目に及ぶ大幅譲歩で合意に達した。こうした方向転換に関し、国内できちんとした議論がなされた経緯は見られず、誰も責任を問われなのまま、公約や首脳発言の軽さのみが際立った。

今回の日米交渉においては、二国間の日米FTA交渉には応じない、米にはTPPへの参加を促す方針と公言されていた。事前に行われた日米経済協議もFTAの予備協議ではないと表明していたはずである。こうした公約・発言のさなかの二国間交渉開始宣言である。当然ながら、方針転換のきちんとした説明責任が求められる。

ところで、今回の交渉に関しては、物品に限った貿易交渉TAGであり、包括的な自由貿易交渉FTAとは「全く異なる」というのが安倍首相の説明・見解だ。GATTには最恵国待遇の原則がある。その特例として認められているのは関税同盟とFTAのみである。仮にTAGはFTAと別物であると強弁するのであれば、日米交渉

の合意内容はWTO加盟国全てに門戸開放を与えることになり、むしろ問題であろう。TAGとFTAがWTOの枠組みにおいていかように「全く異なる」のか、「丁寧な」説明が必要であろう。

そもそも聞き慣れないTAGなる言葉は、外務省の日本語仮訳にのみ存在する。正文は英語であり、在日米国外使館仮訳にもこの言葉はない。海外報道や米首脳発言ではFTA交渉入りとして発言・報道されているのである。今回の交渉は紛れもなくFTA交渉入りなのである。ことは外交交渉であり、正文をめぐって認識の違いがあるのであれば、確認するのが本筋であろう。しかし、報道等に対する抗議・確認の動きは、見られない。こうした欺瞞的手法による言い繕いは、森友・加計問題でも見られた手法である。国内向けの欺瞞的手法が外交文書にまで及んできているのであり、「またか」では済まされない大問題と言えよう。

日米交渉入りを報ずる日本大手報道の一部では、FTAではなくTAG交渉入りであり、農産品の譲許範囲はTPP水準を尊重、自動車関税に関してはアメリカの要求する二・五％から二五％への引き上げを交渉期間中は当面回避したとして、「外交の安倍」を持ち上げる報道が見られたが、問題であろう。

今回の交渉がFTA交渉そのものであることはすでに触れた。問題は日本側が農産物等の譲るべき水準を明記し、TPP水準を最大限としたことだ。ここまでは譲る

準備があることを明記したことになり、交渉は当然ながら「TPPプラス」を目指す交渉となる。TPP11の発効はこれからであり、その水準自体が農業解体の引き金となることが危惧されている。コメSBSの割当枠、マールアップの引き下げ、牛肉・豚肉等の関税引き下げ、食品添加物への規制緩和と要求等、米のTPP交渉時の要求がぶり返すことになる。日米交渉の行方はその懸念を加速することになる。

他方、文書には米が譲るべき交渉内容は一切明記されていない。米の関心事項、自動車に関しては、「米国の自動車産業の製造及び雇用の増加を目指す」ことが明記され、確保すべき目標が明記されている。すでにNAFTAの再交渉で、貿易赤字を理由にカナダ、メキシコからの自動車部品等の輸出制限が取られている。目標達成には、日本からの自動車輸出規制とアメリカ本国への製造業の進出しか道はなくなりつつあり、日本の産業空洞化の加速化が懸念される。また、交渉期間中の当面の関税引き上げを回避したとしても、そうした要求を飲まない場合、交渉は中断し、日本は際限の無い自動車関税等の引き上げを止める手段を持っていない。WTOに違反する一方的関税引き上げ等の歯止め措置が必要である。

加えて、物品交渉の先にはサービスを含む他の重要分野の交渉が連続する。その範囲は明確ではないが、TPPでは二一の交渉分野があった。食品をめぐる安全問

題、保険分野、為替条項等、その範囲が国家主権を脅かす内容となることが危惧される。

こうした交渉の枠組みは、これまでの互恵的自由化交渉とは異なってきた。自由化を促進し、日米相互の利益を追求するWIN・WINの関係ではなく、米にとって農産物も自動車もというWIN・WINの要求を満たす交渉枠組みに変質している。まさに覇権型・従属型貿易交渉の枠組みと言えよう。加えて、米中摩擦における貿易戦争が本格化・長期化しており、こうした貿易摩擦のはげ口的性格をも併せ持っている。トランプ政権に始まるこうした貿易交渉の変質こそが、自由貿易の阻害要因となっている。安倍首相は、国連総会で「自由貿易のリーダー」を自負したが、こうした一方的・覇権的貿易交渉の変質にこそ歯止めを掛ける必要があるのである。国際協調と自立の道こそが求められよう。

日米関税貿易交渉は、アメリカの九〇日ルールもあり、年明けから本格化することが予想されている。しかし、トランプ政権は中間選挙を控え、事前交渉を本格化する構えだ。これまでの貿易交渉においては、多国間の枠組みもあり、かなり長期の交渉期間が必要であったが、二国間交渉においては強圧的・短期決戦の様相を呈しつつある。国会審議はもちろぬ、農業者をはじめ国民的な議論を早急に始める必要がある。

(UMA)

共同調査報告

現地にみる平成三〇年産米の生産調整

—秋田県大潟村を中心として

東京大学名誉教授 谷口 信和

1、平成三〇年産米の位置と生産調整の意義

(1) 秋田県大潟村調査

農林行政を考える会は二〇一八年八月六〜八日に大潟村を中心とする秋田県において、平成三〇年産米の生産調整に関する調査を実施した。以下に掲載するのはその調査報告である。

平成三〇（二〇一八）年は、一九七一年に稲作転換対策の名称でいわゆる「米の減反」政策が開始されてから四八年目に当たるが、この年をもって「国家」⇨農水省が直接に米の生産調整に関与する時代が終焉し、農業者団体の自主的な生産調整に移行した。

八郎潟を干拓して建設された大潟村では一九六七年から七〇年までの四次にわたる入植においては一戸当たり一〇haの水田配分で水稲単作の大規模モデル経営が目指された。しかし、減反政策開始の影響で入植は中断し、

七四年に再開した第五次入植では一五haの水田を配分するものの、「当分の間」、田畑1/2ずつの複合経営のモデル経営を目指すことに目標を変更し、第一〜四次入植者には五haの追加配分を行って、第五次入植者と同様の複合経営を目指すことにした。その後、今日まで続いた米の生産調整政策の過程で一九七八年から開始された「水田利用再編対策」が一〇年間の期間を設定して「転作の定着化」を図ることを課題としたことから、国の営農計画の遵守が義務付けられている入植者は「当分の間」という当初の約束と異なる田畑複合経営の継続に反発し、作付上限面積を超えて水稲を作付する者が半数にまで及ぶ事態となった。入植者が生産調整遵守派と反対派に分裂するとともに、食管法によらない自由米流通の増大により、全国的な注目を集めることになったというわけである（以上については秋田県大潟村「大潟村 農業の紹介」二〇一八年版、七ページによる）。

したがって、従来のような国の関与の下での生産調整政策の終焉が、大潟村のような複雑な過去の歴史を有する大規模農業地帯でどのように受け止められるかは、今後の水稲作と水田農業のあり方を考える上で多くの示唆を与えるのではないかと判断の下に現地調査を実施することにした次第である。

なお、調査は秋田県庁、JA秋田中央会、JA全農秋田県本部、大潟村、(株)大潟村カントリーエレベーター公社、(株)あきたこまち生産者協会、(株)大潟村同友会、秋田農友会、JAあきた湖東(JAのほか、つかまファーム、松田文春さん)を訪問し、それぞれ代表者や担当者の方々から資料を提供して頂き、聞き取りを行った。ご多忙の中で対応して頂いたことに対して、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

(2) 生産調整か減反か

ところで、以上では食用米の「生産調整」という用語でいわゆる「減反」政策を表現してきたが、巷間では今回の政策変化を「減反政策の中止」⇨「生産調整政策の終焉」と理解するのが普通である。しかし、これは必ずしも正しい用語法ではないし、政策転換の中身を正確に把握することにはつながっていないので、改めて生産調整の歴史を簡単に振り返りながら、今回の政策転換の歴史的意義を確認することにした。

表1は生産調整対策の名称の変化を生産調整目標面積や水田転作率(水田における食用米以外の作物作付面積率)などと関連づけて示したものである。

これによれば、第一に、対策の名称が四七年間で一四に及び、一対策当たり平均三・四年程度で名称変更してきたことが明らかである。この中で最も長いのは上述した大潟村の営農計画に大きな影響を与えた、一九七八年に始まる水田利用再編対策の九年である(当初は一〇年で対策が構想され、一期三年の前期・中期・後期対策に区分されていた)。このように繰り返し名称を変更させながら長期にわたったのは、生産調整政策の着地点の姿が明瞭には把握されないまま、当面の食用米需給バランスの崩れによる政府米在庫量の積み増しにともなう食糧赤字対策への対応から、転作率の上げ下げの短期的な政策対応を余儀なくされたことに深く関わっている(猫の目農政という批判はその多くがここに由来している)。

第二に、生産調整は一九七一〜七五年度の稲作転換対策の名称が示すように、当初は稲作を転換すること⇨減反として受け止められた。

換言すれば、食用米を作らないという「消極的な」位置づけに止まっていたから(最も象徴的な対応としての休耕は一九七一〜七三年度の生産調整面積の四四・六%を占めた)、一九六七〜七〇年度の連続豊作による政府

表1 生産調整対策名と水田転作率の推移

生産調整対策名	年度	全国		
		生産調整 目標面積 (1,000ha)	水田本地 面積 (1,000ha)	転作率 (%)
稲作転換対策	1971～75	427	3,046	14.0
水田総合利用対策	1976～77	215	2,932	7.3
水田利用再編対策	1978～86	550	2,821	19.5
水田農業確立対策	1987	770	2,729	28.2
	1988	770	2,710	28.4
	1989	770	2,692	28.6
	1990	830	2,672	31.1
	1991	830	2,652	31.3
	1992	700	2,631	26.6
水田営農活性化対策	1993	676	2,612	25.9
	1994	600	2,596	23.1
	1995	680	2,579	26.4
新生産調整推進対策	1996	787	2,560	30.7
	1997	787	2,539	31.0
緊急生産調整推進対策	1998	963	2,519	38.2
	1999	963	2,501	38.5
水田農業経営確立対策	2000	963	2,485	38.8
	2001	968	2,469	39.2
	2002	968	2,454	39.4
	2003	1,018	2,440	41.7
水田農業構造改革対策	2004	1,015	2,425	41.9
	2005	1,033	2,410	42.9
	2006	1,072	2,398	44.7
米政策改革推進対策	2007	1,082	2,386	45.3
	2008	1,106	2,373	46.6
	2009	821	2,364	34.7
農業者戸別所得補償モデル対策	2010	816	2,355	34.6
農業者戸別所得補償本対策	2011	830	2,334	35.6
	2012	829	2,329	35.6
経営所得安定対策	2013	831	2,326	35.7
新たな経営所得安定対策	2014	874	2,320	37.7
	2015	891	2,310	38.6
	2016	893	2,296	38.9
	2017	897	2,284	39.3
国による生産調整なし	2018	-	-	-

(注) 2004年度からは転作面積の国による提示はなくなったが、2008年度までは農水省の資料に掲載されていた数字を採用し、2009年度からは生産数量目標を面積換算した数字を本地面積から差し引いた数字を参考として生産調整面積とみなして掲載した。2018年度は生産数量目標の提示もなくなったため、-で示した。

(出所) 農水省の生産調整に関する資料等による。

米在庫の急増は過剰米処理（七四〇万トン）と転作率引き上げで対応できるのではないかという楽観的な見方と共存していたといっている。

しかし、第三に、一九七六～七七年には再び在庫急増に直面し、単なる減反から脱して、水田を総合的に利用するという水田総合利用対策に移行することになった。

米から米以外の作物への「転作」が正面の課題になったのである。にもかかわらず、わずか二年程度の対策で、より長期的で本格的な水田利用再編対策に移行せざるをえなくなったのは、単年度需給で過剰が定着する中で政府米在庫の増加に歯止めがかららず、一〇年という長期の水田利用再編対策によって、転作の定着化⇨恒常的に米以外の作物作付に移行することが避けられない課題となったからである。

水田総合利用対策までは転作の中心は飼料作物と野菜であったが、水田利用再編対策では飼料作物（粗飼料）の比重が増大するとともに、麦・大豆作の大幅な拡大がみられ、水田における田畑作の土地利用型農業確立に向かうことになった。この方向はほぼ今日まで継承されているメインストリームであるといっている。そこでのポイントの水田に自給率の低い畑作物である麦・大豆を作付して、自給率向上に資するというものであり、背景には一九七三年、七九年の二度にわたる世界食料危機によ

る穀物・大豆価格の高騰と輸入困難があった。

だが、第四に、一九八〇年前後には転作作物としての飼料用米が目玉され、一方では八二年に農水省が「逆七・五・三計画」という多収穫米の開発計画に着手することになった。計一五年間で単収の五割増を達成し、輸入トウモロコシ価格に匹敵する低コスト生産を実現しようとするものだったが、WCS用稲として「ホシユタカ」が開発されたものの、計画目標には届かず、七年でスーパーライス計画に再編されてしまった。他方では一〇〇を超える農協で飼料用米の試作に取り組んだが、これも徐々に下火になってしまった（『鳥谷栄一』『農ある地域』からの国づくり』全国農業会議所、二〇〇九年）。

飼料用米は水田を水田のままでも利用し、食用米ではない転作作物⇨飼料穀物を生産するものであって、耕種経営によって取り組まれるところに特徴があり、広範な普及の可能性がある。飼料作物（牧草やデントコーン）の多くが酪農経営によって栽培されるのは大きく異なっている。そこに、水田転作作物としての独自の意義があるわけだが、これが本格的に採用されるのは二〇一〇年からの農業者戸別所得補償政策の実施まで待たねばならなかったのである。

第五に、二〇一〇年からの飼料用米の本格的普及は、二〇〇〇年からの水田農業経営確立対策で青刈り稲（W

CS用稲)が転作強化の受け皿の役割を担うことで、水稻の飼料的利用に対する関心が強まる中で進められることになった。注目すべき点はWCS用稲と飼料用米という水稻が本格的に飼料用に仕向けられることを通して、食用米である水稻の生産調整対象作物の地位を獲得したことである。もはや、ここではWCS用稲と飼料用米は水田転作物としての地位ではなく、食用米の生産調整対象作物の地位を占めることになったといつてよい。

したがって、第六に、平成三〇年産米で実施されたのは、水田(食用米)の減反や生産調整の廃止ではなく、食用米の生産調整のあり方の変更 \parallel 農業団体などが中心となった生産調整への移行ということになるだろう。そこでの焦点は食用米の生産動向だけでなく、WCS用稲と飼料用米の定着・発展の方向性であるといふべきである。

2、平成三〇年産米の作付動向と秋田県的位置

本来ならば、以上の記述だけでリードの役割は果たせただけだったが、集稿が完了しないうちに「平成三〇年産水稻の作付面積及び九月一五日現在における作柄」が農水省から公表されることになってしまった。執筆期限内に原稿を提出された安藤光義氏に追加の執筆をお願いするわけにはいかなかったため、やむをえず以下に公表デー

タに関する農水省の評価を紹介し、筆者の簡単な検討を加えておくことにしたい。

(1) 農水省の評価

平成三〇年産の主食用米の二〇一八年九月一五日現在の作付面積は一三七・〇万haの前年とほぼ同水準の一三八・六万haである。作況指数は一〇〇の平年並みであり、全国予想収量は五三三kg/一〇aで前年比十一kgの見込みである。その結果、主食用予想収穫量は七三七・四万吨(前年産七三〇・六万吨)で、需給見通しの七三五万吨とほぼ同水準と見込まれる。

戦略作物の作付面積については、飼料用米及び備蓄米の作付面積が減少する一方、新市場開拓用米(輸出用米)が増加したが、その他の戦略作物は総じて前年並みに止まった。九月の相対取引価格は全銘柄平均で一五、七六三円/六〇kgとなり、前年産同時期比十二三・七円(一五、五二六円から一五、七六三円へ、一・五%上昇)となった。

(2) 主食用米と戦略作物の作付動向

ここでは以上のような農水省の評価について、全国ベースに加え、東日本・西日本、秋田県、新潟県を取り上げて簡単に検討しておく。

表2は二九年産と三〇産の全国ベースでの比較を行ったものである。

表2 主食用米と水田戦略作物の作付面積（全国）

（単位：ha）

作物		29年産	30年産	増減
水稲合計		1,597,921	1,589,952	-7,969
主食用米		1,370,428	1,385,909	15,481
戦略作物合計		518,881	490,220	-28,661
戦略作物・水稲系		227,493	204,043	-23,450
	新市場開拓用米	1,328	3,578	2,250
	飼料用米	91,510	79,535	-11,975
	備蓄米	34,943	21,602	-13,341
	小計	127,781	104,715	-23,066
	加工用米	51,517	51,487	-30
	米粉用米	5,304	5,295	-9
	WCS	42,891	42,546	-345
	小計	99,712	99,328	-384
戦略作物・非水稲系		291,388	286,177	-5,211
	麦	98,055	96,550	-1,505
	大豆	89,729	88,239	-1,490
	飼料作物等	103,604	101,388	-2,216

（注）1. 新市場開拓用米は酒造用米、輸出用米等をさす。

2. 飼料作物等にはそば、なたねが含まれる。

（出所）農水省「米をめぐる状況について」平成30年3月および10月により、筆者が整理した。

これによれば、第一に、主食用米一萬五四八一haの付増加は、戦略作物のうちの水稲系二萬三四五〇haの減少の一部（六六％）によってもたらされたこととみることができそうである。

第二に、戦略作物・水稲系のうちでは新市場開拓用米（中心は輸出用米）が二二五〇ha増加して三〇年産では三五七八haへと急上昇したものの、その水準は余り高くない。反対に飼料用米は九万一五一〇haから一万一九七五ha（一三％）減少して、七万九五三五haへと八万haを割り込んでしまった。また、備蓄米も三万四九四三haから二万一六〇二haへと三八％も減少し、以上の三品目合計での減少二万三〇六六haが戦略作物・水稲系の減少の九八％を占めていることからみて、主食用米の増加は飼料用米と備蓄米の減少によって実現されているものとみられる。

第三に、加工用米・米粉用米・WCSの減少はわずかに止まり、これらからの食用米への移動ルートは余りないともてよいだろう。

第四に、戦略作物・非水稲系（麦・大豆・飼料作物等）はわずかに減少したがその割合は二％前後であり、合計でも五二一haに止まっている。

第五に、主食用米と戦略作物・水稲系の合計（水稲合計）もわずかではあるが減少しており、これと戦略作物

・非水稲系の減少を併せて考えると水田への野菜の導入の動きが予想されるところではあるが、推測の域を出るものではない。

以上の検討から、全国ベースでは主食用米の作付増加はそれほど大きくはなかったことから、生産調整政策転換一年目の全国的な動向は大局的には様子見ということになるだろう。しかし、飼料用米は主食用米のわずかな増加のあたりを食って、減少に転じたことが注意を要するところである。また、備蓄米の減少も備蓄政策への批判材料として受け止めねばならないだろう。

こうした動きを地域別にみた表3によると以下の諸点が指摘できる。

第一は、主食用米の増加はもっぱら東日本でみられ、西日本ではむしろ減少している点である。秋田県は全国一多い五〇〇haの増加（十七・九％）となり、これに次ぐ新潟県の四四〇〇ha（十四・四％）と併せて東日本の増加の五〇％超を占めている。山形を除く東北五県、栃木・茨城・千葉の関東三県、新潟・福井の北陸二県などの主要米作県での増加はある程度予測されたところではある。

しかし、西日本が全体として主食用米作付の減少になっており、主食用米生産への意欲が低下していることを窺わせる点はやや懸念されるといってよい。

表3 主食用米と水田戦略作物の作付面積の地域別増減

(単位：ha)

作物		東日本	西日本	秋田県	新潟県
水稲合計		-2,695	-5,276	-81	660
主食用米		18,622	-3,141	5,500	4,400
戦略作物合計		-22,525	-4,222	-5,885	-4,548
戦略作物・水稲系		-21,317	-2,135	-5,581	-3,740
	新市場開拓用米	2,113	137	151	219
	飼料用米	-10,182	-1,793	-872	-1,270
	備蓄米	-12,747	-594	-3,969	-3,083
	小計	-20,816	-2,250	-4,690	-4,134
	加工用米	233	-265	-897	862
	米粉用米	11	-20	22	-484
	WCS	-745	400	-16	16
	小計	-501	115	-891	394
戦略作物・非水稲系		-1,208	-2,087	-304	-808
	麦	-1,778	273	-27	-80
	大豆	958	-532	-164	-426
	飼料作物等	-388	-1,828	-113	-302

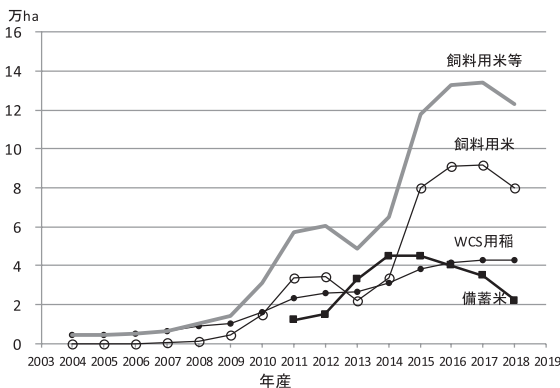
(注)、(出所)は表1に同じ。

第二に、東日本での主食用米と新市場開拓用米の合計増加面積は飼料用米と備蓄米の合計減少面積に近似しており、後者から前者のシフトが推測されるところである。秋田の場合は飼料用米と備蓄米に加え、加工用米からの主食用米シフトがかなり重要な動きである。新潟の場合には秋田とは対照的に米粉用米が減少する一方、加工用米は増加しており、大豆・飼料作物を中心とする戦略作物・非水稻系からの水稻作への復帰が水稻合計での増加につながっている点はかなり注目される。

第三に、全体としてみるならば、飼料用米・WCS・飼料作物等の飼料自給基盤に関わる作付面積が西日本のわずかなWCSの増加を例外として、いずれも減少している点である。ここ数年、畜産物の国内消費仕向量が着実に増加しているだけに、飼料自給率の低下につながるこうした動きは注意を払う必要があるだろう。

以上のように、生産調整政策転換一年目の各地の取り組みにおいては、主食用米への傾斜は東日本でみられるものの、その動きは必ずしも大きなものではない。とはいえ、主食用米への傾斜は飼料用米・WCS・飼料作物等の作付減少を通じて実現されており、生産調整を通じた飼料自給基盤構築に向けた取り組みの土台が掘り崩されていくといわざるをえない。また、西日本では主食用米のみならず、水稻合計での作付減少が飼料用米+WCS

図1 飼料用米等の作付面積の推移



(出所) 農水省「経営所得安定対策の支払実績面積」などによる。

S+飼料作物等の合計での作付減少と同時に起きており、水田農業に対する生産意欲の低下を示唆するものと判断される。こうした懸念は図1のように飼料用米・WCS用稲作付面積の二〇一七〜一八年産での連続的な停滞・後退傾向によってかなり明瞭に示されているといつてよい。三〇年産米の作付・生産動向で注目されねばならないのは主食用米だけでなく、こうした生産調整作物の動向でもあるのだということを強調しておきたい。

平成三〇年産米の生産調整の全国的な動向と秋田県的位置

東京大学大学院農学生命科学研究科 教授 安藤 光義

1、はじめに

平成三〇年度から米の生産調整が廃止された。正確には生産調整に対する国の関与がなくなるということだが、表面上はこれまでと変わりのないスタートを切った。だが、生産調整の実施は経営所得安定対策の要件から外され、一〇a当たり七、五〇〇円の米に対する戸別所得補償もなくなったことは、地域差や経営規模による違いを有しながらも農家の行動パターンに少なからず影響を及ぼすことになり、最終的には米の生産量となってあらわれ、米価水準に反映されることになるだろう。そこに至るまでにはまだ時間がかかると考えるが、本稿では、①平成三〇年度の状況を整理したうえで、②今後の一つの鍵を握っている秋田県の状態についての現地調査

結果を報告することにした。

2、平成三〇年産米生産調整の動向

本稿執筆時点では平成三〇年度の最終的な米の生産の結果は分からない。そのため日本農業新聞の報道で明らかになっている状況の検討がここでの中心となる点、予めお詫び申し上げておく。

その前に「今後の米生産に向けた各県からの主な意見・疑問とそれに対する考え方」をみることで農林水産省の基本的な方針を確認しておきたい。引用した資料は、農林水産省「米をめぐる状況について」（平成三〇年八月）である。

(1) 農林水産省の基本的な方針

— これまでと同様の取り組みの継続のお願い —

最初に「三〇年産移行の生産の姿が見えないので早急に示すべき」とする意見に対してだが、「二七年産、二八年産、二九年産でも、各産地において主食用米から飼料用米を始めとする作物に転換して需要に応じた生産が進められてきた。こうした転換が自主的に行われることが三〇年産以降の姿そのものであり、三〇年産以降も引き続き、同様の取組に継続的に取り組んでいただくことが重要」というのが回答であり、これまでと同様の取り組みを続けてほしいということ以上のは書かれていない。

「三〇年産以降は作りたいたいだけ自由に作れるのか」という疑問に対しては「また、三〇年産以降も、現在と同様、県、市町村や関係団体が構成員となる県や農業再生協議会は存続。国による様々な情報提供や、飼料用米や麦・大豆等に対する支援を踏まえ、協議会として主食用米、麦・大豆等の生産ビジョンを作成し、その内容を現場に周知いたいただくもの」としており、やはり明確な回答にはなっていない。「これまで通りでお願いします」という以上のもではないのである。

そのため「三〇年産以降、産地は作付をどのように判断すればよいのか」という疑問が当然出されることにな

る。これに対しては「三〇年産以降も、引き続き、全国ベースの需給見通し（需要量、生産量等）を提示するとともに、マンスリーレポートによる産地別主要銘柄別のきめ細かな情報提供を実施し、産地の販売戦略を支援」するとして情報提供にとどまっている。そうなると「米価が下がるかどうか分らないが自分は売り先を確保しているので作りたいたいだけ作る」と生産者が、収集した情報から判断すれば、それに歯止めはかけられない。生産調整を廃止した以上、それを強制するための措置は講じることができないのである。そのため農林水産省は「きめ細かな情報提供を実施」するので「三〇年産以降も引き続き、同様の取組に継続的に取り組んで」いただきたいと願わせざるを得ないのである。

だが、この「お願い」が受け入れられるかどうか疑心暗鬼というのが実情だろう。生産調整にメリット措置が講じられていた時代から生産調整を達成していない県が存在していたからである。「生産数量目標の配分が無くなれば、各産地で主体的に需給調整を行っても、過剰県が生産を増大させ、生産過剰になるのではないか」という意見が出るのは当然である。これに対しては「米の流通においては、それぞれの産地銘柄ごとに価格や売れ行きは大きく異なっている。他県の状況いかにかわからず、消費者・実需者のニーズに裏打ちされた量の米を作

付け・販売していかなければ、結局、自県産の米価が低迷」していると回答している。しかし、全体としての米の供給量が増えれば米価下落のドライブは必ずかかるし、そのようにして米価は下がり続けてきた歴史を忘れることはできない。「従前過剰作付の多い県においても、飼料用米の意欲的な増産目標を掲げて過剰作付解消に向けた取組が行われるなど、需要に応じた生産についての理解が浸透しつつあるところ」としているが、希望的観測に過ぎないのではないか。飼料用米については予算支出の正当性が財務省から疑問視されているという問題もある。

米の生産過剰県も困っている。「系統出荷率が低く、自県内で需要に応じた生産が徹底できるか不安」という疑問に対する回答は「系統内外と問わず、需要に応じた生産を徹底することが基本であり、まずは、系統内で売り先いかに関わらず集荷し在庫を抱えることがないよう、関係者の意識を変えつつ、需要に応じた生産を徹底することが重要」というものであり、「お願い」の繰り返しにすぎない。メリット措置があった時でも協力してくれなかった生産者の意識を変えることは正直、難しいのである。

以上、引用が長くなったが、平成三〇年度の鍵を握るのは米の過剰生産県の動向ということになる。いくつか

の県の「裏切り」や「抜け駆け」がきっかけとなって米価が暴落するかどうかは政府は神経を尖らせているのである。その県の一つの候補が秋田県なのである。

(2) 平成三〇年度の米の生産状況

―増加傾向にある主食用米作付け―

田植え前の二〇一八年四月末時点の主食用米の作付け状況は表1に示した通りである。七割超の三四道府県が前年並みで、減少傾向は七都府県、増加傾向は六県という結果であった。増加傾向にあるのは青森県、岩手県、秋田県、福島県、新潟県など「米どころが中心」であり、「飼料用米や備蓄用米を減らし、業界から増産の要望が強い業務用米を増やすケースが多いとみられる」と二〇一八年五月三十一日付けの日本農業新聞は分析している。ここに秋田県の名前があげられている。

秋田県以上に気になるのは、一月末の段階では「減少傾向」にあったが、四月末の時点では「現状維持」となった、生産調整の未達成の常連である千葉県である。その動向については二〇一八年六月一日付けの日本農業新聞(首都圏版)では次のような説明がされている。

「主食用米の過剰作付面積が一七年度は八、二〇九haと、ワースト一位だった千葉県は今年度、飼料用米の作付けを誘導するため三億四、八〇〇万円の助成措置を用意。関東各県が飼料用米の作付けを前年並みから減らす

表1 2018年産の主食用米作付け動向

都道府県	17年度産実績 (ha)	1月末現在対前年実績	4月末現在対前年実績
北海道	98,600	変化なし	変化なし
青森	38,000	増加傾向	増加傾向
岩手	47,000	増加傾向	増加傾向
宮城	63,500	変化なし	変化なし
秋田	69,500	増加傾向	増加傾向
山形	56,400	変化なし	変化なし
福島	59,900	増加傾向	増加傾向
茨城	66,400	変化なし	変化なし
栃木	53,600	変化なし	変化なし
群馬	13,900	変化なし	変化なし
埼玉	30,700	変化なし	変化なし
千葉	53,300	減少傾向	変化なし
東京	141	変化なし	減少傾向
神奈川	3,090	変化なし	変化なし
新潟	100,300	変化なし	増加傾向
富山	33,300	変化なし	変化なし
石川	23,200	変化なし	変化なし
福井	23,300	変化なし	変化なし
山梨	4,880	変化なし	変化なし
長野	31,300	変化なし	変化なし
岐阜	21,500	変化なし	変化なし
静岡	15,600	変化なし	変化なし
愛知	26,600	変化なし	変化なし
三重	26,800	変化なし	変化なし
滋賀	30,000	変化なし	変化なし
京都	14,100	変化なし	変化なし
大阪	5,150	減少傾向	減少傾向
兵庫	35,100	変化なし	変化なし
奈良	8,580	変化なし	変化なし
和歌山	6,560	減少傾向	減少傾向
鳥取	12,400	増加傾向	増加傾向
島根	17,200	変化なし	変化なし
岡山	29,100	変化なし	変化なし
広島	23,100	変化なし	変化なし
山口	19,300	増加傾向	減少傾向
徳島	11,300	変化なし	変化なし
香川	12,800	変化なし	変化なし
愛媛	13,900	変化なし	変化なし
高知	11,500	減少傾向	減少傾向
福岡	35,100	変化なし	変化なし
佐賀	24,400	変化なし	変化なし
長崎	11,600	変化なし	変化なし
熊本	32,200	変化なし	変化なし
大分	20,900	変化なし	変化なし
宮崎	15,000	変化なし	減少傾向
鹿児島	19,600	減少傾向	減少傾向
沖縄	727	変化なし	変化なし
全国計	137.0万 (138.7万)		

※17年産の生産数量目標（農水省の資料を基に作成）

資料：日本農業新聞2018年5月31日

表2 2018年産水田転作動向（4月末現在、対前年実績。単位：ha）

	飼料用米		新市場開拓用米 (輸出用米など)		備蓄米	
	17年産実績	18年産動向	17年産実績	18年産動向	17年産実績	18年産動向
北海道	2,433	減少	22	増加	—	—
青森	6,418	減少	17	増加	3,622	減少
岩手	4,676	減少	113	増加	1,152	減少
宮城	6,228	減少	17	増加	1,722	減少
秋田	2,865	減少	101	増加	6,362	減少
山形	3,916	変化なし	116	増加	3,816	減少
福島	5,839	減少	0	増加	3,818	減少
茨城	8,504	減少	45	増加	162	減少
栃木	10,054	減少	2	増加	1,810	減少
群馬	1,541	減少	0	変化なし	5	減少
埼玉	2,264	減少	0	増加	59	減少
千葉	5,051	増加	0	増加	256	減少
東京	—	—	—	—	—	—
神奈川	19	変化なし	—	—	—	—
新潟	4,178	減少	647	増加	5,760	減少
富山	1,085	増加	126	増加	2,528	減少
石川	726	減少	9	増加	1,277	減少
福井	1,295	増加	9	増加	833	減少
山梨	18	変化なし	—	—	—	—
長野	319	減少	20	増加	161	減少
岐阜	3,047	減少	0	増加	76	減少
静岡	1,180	変化なし	0	変化なし	4	減少
愛知	1,780	変化なし	17	増加	138	減少
三重	1,902	変化なし	28	増加	84	減少
滋賀	998	増加	31	増加	277	減少
京都	141	変化なし	—	増加	—	—
大阪	7	変化なし	—	—	—	—
兵庫	327	減少	7	増加	—	—
奈良	67	変化なし	—	—	—	—
和歌山	4	変化なし	—	—	—	—
鳥取	1,087	減少	—	—	101	減少
島根	1,133	減少	0	減少	30	減少
岡山	1,589	増加	0	増加	403	減少
広島	552	変化なし	1	増加	—	—
山口	836	増加	—	増加	—	—
徳島	729	減少	—	増加	243	減少
香川	268	減少	0	減少	—	—
愛媛	365	変化なし	0	増加	14	減少
高知	996	変化なし	—	—	2	変化なし
福岡	2,019	増加	0	増加	47	減少
佐賀	569	増加	—	増加	64	減少
長崎	168	変化なし	—	—	10	減少
熊本	1,402	増加	0	増加	74	減少
大分	1,521	減少	—	—	33	減少
宮崎	528	減少	—	増加	—	—
鹿児島	866	減少	—	増加	—	—
沖縄	—	—	—	—	—	—
全国計	91,510		1,328		34,943	

※農水省の資料を基に作成

資料：日本農業新聞2018年5月31日

表3 2018年産米等の作付動向（2017年産作付実績との比較、4月末現在）

	主食用米	飼料用米	加工用米	WCS (稲発酵)	新市場 開拓用米 (輸出入)	麦	大豆	備蓄米
前年より 増加傾向	6県	9県	19県	15県	32県	14県	15県	0県
前年並み 傾向	34県	14県	7県	13県	2県	17県	17県	1県
前年より 減少傾向	7県	22県	16県	15県	2県	14県	13県	31県

資料：農林水産省「米をめぐる状況について」平成30年8月

並みが七県に対し、減少傾向が一六県、WCSも増加傾向が一五県、前年並みが一三県に対し、減少傾向が一五県、麦も減少傾向が一四県、大豆も減少傾向が一三県となっており、「三〇年産以降も引き続き、同様の取組に継続的に取り組んで」というわけにはなっていないようだ。

(3) 八月一五日時点の作況とJAの概算金の設定

作付面積と同様に作況も大きく影響する。

農林水産省が二〇一八年八月三十一日に公表した八月一五日現在の作柄概況によると、「作付面積の七割を占める早場米地帯一九道県の作柄は、北海道が「不良」となったものの、他は「やや良」か「平年並み」で、一般的に豊作傾向」という結果となった。これに対して「主要米卸に「一八年産の供給量は増える」との見方が広がった。「東日本で作柄が比較的良かった上に、新潟や東北など一部主産地で主食用米の作付面積が増えている」（「日本の米卸」ことが要因」としている（日本農業新聞二〇一八年九月一日）。ただし、高温障害による品質劣化の問題も残されているが、その結果が判明するのは本稿執筆後になる。

これらを受けて二〇一八年産米のJA概算金が出揃った。二〇一八年九月一八日付けの日本農業新聞によれば、「主力銘柄米は前年産から六〇kg当たり五〇〇円前

後上げ、一万三、〇〇〇円台が中心」となった。「米の直接支払交付金（一〇a七、五〇〇円）が廃止された影響を抑えるため、産地は農家の所得確保を意識した設定」の結果であり、「米集荷量を積み上げ安定販売につなげたい考えた」としている。北海道が不作ということもあり、全体的に需給は締まるという見通しなのである。意地の悪い見方をすれば、来年に参議院選挙を控えていることから、概算金を引き下げて米価下落の引き金を引く「戦犯」となるのをJAが避けたと言えなくもないが、本稿執筆時点（二〇一八年九月末）では残念ながら入手できる情報に限りがあり、この後どうなるかは分からないところが多い。

3、平成三〇年産米の秋田県の実産調整の動向

以下では秋田県、JA秋田中央会・JA全農秋田県本部、JA全農秋田米穀部からの平成三〇年産米の実産調整の実施状況についてのヒアリング結果（二〇一八年八月に実施）を簡単に紹介する。

(1) 秋田県からのヒアリング結果

主食用米の実産目標数量は全県一本で目安を設定した。各市町村別の設定ではない。生産調整廃止のねらいは農家が自主的に判断することにあると考えているとのことであった。

平成二九年度とほぼ同水準の四〇八、七〇〇トンを生産数量目標として設定した。全国に占める秋田県産米シェアから算出した数字が①（平成二二～二八年の七年中最大と最小を除いた五年の平均）、秋田県産米適正在庫量から算出した数字が②で、①と②の合計を二で割ると四〇八、三八四トンになる。秋田県産米の売れ行きは悪くないので、それを考慮してこれよりも少し多い四〇八、七〇〇トンを生産目標数量とした。加工用米の作付面積は一〇、六八三haであり、その大半を大潟村が占めている。

平成三〇年米の作付面積数値は公表していない。秋田ふるさと農協は増産計画を立てている。それ以外の二つの農協も増産計画となった。大潟村は生産者の個別判断に委ねたが、実際には増産になる見込みである。秋田県としては「売り先のない米は作らないでほしい」という指導をしてきた。しかし、その結果として、主食用米の作付面積は減らなかった。新潟県四万トン、秋田県三万トンの主食用米生産増というのが業界紙の予想だと話していた。

秋田米生産・販売戦略（平成二九～三三年度）を平成二九年九月に策定した。この前の戦略は平成二二年に策定したが、その時の戦略は在庫を抱えていたので早期売り切りを目標としていた。今回の戦略は需要を積極的に

つかまえにくいものとなっている。平成三三年には秋田県産米の全国に占めるシェアを現在の五・四七%から五・六六%に引き上げたい。といっても積極的に増産を図るわけではない。全国の年間消費量が八万トンずつ減少しているので、秋田県の現在の生産量を維持すればこうなるという想定である。また、業務用米のシェアを二二%から四〇%に大きく引き上げる。一〇、五〇〇円/六〇kg(玄米、以下同じ)から九、〇〇〇円/六〇kgへコストダウンを図り、価格帯では、レギュラー領域(一一、〇〇〇〜一五、〇〇〇円/六〇kg)の生産量を維持しながら、プレミアム領域(一五、〇〇〇円以上/六〇kg)とエコノミー領域(一〇、五〇〇〜一一、〇〇〇円/六〇kg)を広げていきたい。全体的な割合は、レギュラー領域五〇%、プレミアム領域一〇%、エコノミー領域四〇%を考えている。業務用米を用途に応じて供給していきたい。品種はめんこいな等になる。海外市場の開拓もねらい、酒米生産も増やしていく。酒米は全量県産米で対応していきたい。酒米の県内需要は四、〇〇〇トンであるが、このうち五〇〇トンが県外から入ってきている。これを取り戻していきたいとのことである。

業務用米への転換は単収を増やすので主食用米の供給量を増やすのではないかとという質問に対しては、業務用米の収穫量は六〇〇kg/一〇aだが、あきたこまちの作

付面積が現在七割にのぼっており、このあきたこまちも業務用にまわすので、単収の高い業務用米が増えて主食用米が大きく増えるということにはならないだろうというのが回答であった。

(2) JA秋田中央会・JA全農秋田県本部からのヒアリング結果

平成三〇年二月に生産調整の方針を出したが、水田フル活用ビジョンをこれまでと同様継続するというものである。県段階の生産数量目標という目安は策定された。地域レベルでの生産数量目標の目安をつくっていききたいと中央会では考えていたが、残念ながらそうはならなかった。県が市町村別配分を作るべきだと主張したが、それは実現されなかった。各JAが全農県本部と一緒に需要動向調査を行って販売計画を策定した。しかし、農林水産省からは「全国一の米の増産県」と呼ばれていて評判は悪いとのことである。

県内二五市町村のうち横手市と大潟村の二市村は個別農家の判断にまかされた。とも補償をこれまでやってきたが、四つのJAを除いてやめてしまった。JAによって考え方が異なっている。

主食用米の作付面積が拡大したというよりも非主食用米から主食用米への転換が進んだというのが実態である。水稲の作付面積はそれほど変わっていないのではな

いかとみている。秋田県では三割の農家が七割の米を生産している。経営規模の大きい農家は経営面積の全てで主食用米を作るといのは作業的に難しくてできないだろう。国は「生産調整を廃止して米の作付けは自由にする」と言っているが、生産過剰県に対してはかなり統制を強めてきている。

米から園芸への転換が課題だが、個人の力の結集には限度があるということで園芸メガ団地を立ち上げた。枝豆・アスパラガス・ネギ・菌床シイタケの四つが重点品目だが、いずれも軽量高単価品目である。秋田県は東北のなかでも不便なところなので運送費がかからない軽いものを選んだ結果である。枝豆の作付面積は、平成二四年は五八〇haだったが、平成三〇年には九二二haにまで拡大した。県南は単収が高い。県北は機械化一貫体系だが単収が低いという違いがある。できるだけ大規模農家を作ってもらおうようにしている。東京都中央卸売市場に集中的に出荷しており、当面のライバルは群馬県。首都圏における認知度は高まっている。県内の品質格差を解消していくことが今後の課題であり、品質査定会を開催するとともに、市場に出荷した荷の抜き取り検査を実施しているとのことであった。

WCSは地域レベルでの取り組みなので大きな変化はないとみている。

飼料用米は地域内流通をしていないこともあり、平成三〇年度は減産となった。県内に加工工場がなく、畜産農家の増頭は環境問題の制約があるので難しい。畜産農家は飼料用米があれば買いたいと思っているのだが、供給ができていない。飼料用米は専用種の割合が低く、あまり定着していないのではないかとみている。

(3) J A全農秋田米穀部からのヒアリング結果

全農県本部と各J Aが必要動向調査を行い、その結果を生産計画に反映させるようにしていった。この情報は水田農業再生協議会に提供している。

秋田県産米四〇万トンのうちJ Aの集荷量は二四万トン。ここが売っているのはそのうち一五万トンという状況。今後は事前計画数量を拡大していく(複数年契約)。実需者が明確な三者・四者契約を目指していく。販売の七割をこうした形にもっていききたい。多収性品種の契約栽培を進めていく。事前契約の場合、価格までを完全にフィックスしているわけではない。市場価格の状況をみて最終的には決めることになる。安定した量が欲しいという需要がある。それに応えていく。あきたこまちは年間を通じて棚に置いておく必要があるアイテムになっている。昨年度よりも事前契約数量は五万トン増えて八万から一三万トンになった。業務用米の取引も大きいところが増えていくという話であった。

卸抜きで全農が直接販売するのは難しい。取引先が増えすぎると対応しきれない。そのためどうしても卸を介した方がよいことになる。卸が実需者を連れて出荷前に産地を見に来るようになってきたとのことである。

あきたこまちが家庭用が中心。関東産のコシヒカリが対抗馬となっている。業務用米は大規模農家でないと生産を薦められない。米粉は若干足りない状況にあるので法人経営を中心に増産の働きかけをしている。全県で五〇〇トン程度を目指すという話であった。

4、おわりに―業務用米へのシフトによる単収増加の影響をどうみるか―

秋田県については「裏切り」ないしは「抜け駆け」が懸念されているところだが、ヒアリング調査の限り、現在の均衡を壊すようなものではないという印象であった。

気になるのは全国的に進む業務用米へのシフトがもたらす全般的な単収の増加の影響である。業務用米価格は低価格ということもあって需要と供給にギャップが生じている。これを解消するため農林水産省は業務用米の生産を推進しており、JAも米価ではなく一〇a当たりの所得が重要であるという方針を打ち出しているようだ。そこで問題となるのが多収品種の導入の促進である。

農林水産省「米をめぐる状況」（平成三〇年八月）によれば、「多収品種を導入することにより単収が増加し、手取りを増やすことができます」として、コシヒカリからあきだわらに転換することで単収は五三〇kg/一〇aから七〇〇kg/一〇aに上昇し、生産費も一六千円/六〇kg（全国平均）から一三千円/六〇kg（試算）に下がるとしている（三六頁）。また、同資料の三七頁には多収品種として「みつひかり」、「しきゆたか」、「つくばSDシリーズ」（以上は民間企業が開発）、「雪ごせん」、「ゆきさやか」、「ちほみのり」、「つきあかり」、「えみのあき」、「ほしじるし」、「あきだわら」、「やまだわら」、「たちはるか」、「とよめき」（以上は農研機構が開発）など合計一四品種を掲げるほどの熱の入れようである。

しかし、単収が増加するということは、それだけ主食用米を作付ける面積は減少することを意味しており、財政の制約が顕在化する速度を加速し、危うい均衡を崩す方向に作用することにつながる。表4は平成二八年産の水稲の全国および都道府県別の一〇a当たり平年収量を示したものである。これに基づいて生産数量目標の面積換算値を算出しているため、単収が上昇すれば「地域の合理的な単収」で割り戻すことになっているが、果たしてそれができるかどうか。業務用米へのシフトが進めば平年収量は大幅に上昇することになり、主食用米の作付

表 4 平成28年産水稻の全国及び都道府県別10a当たり平年収量

	1.70mm基準ベース		農家等が使用しているふるい目幅ベース	
	10a当たり平年収量	前年産対差	10a当たり平年収量	前年産対差
全国	531	0	517	0
北海道	541	2	524	2
青森	586	2	569	3
岩手	534	1	519	1
宮城	531	1	517	1
秋田	573	0	554	1
山形	595	0	578	0
福島	542	0	526	0
茨城	524	0	516	1
栃木	540	0	528	0
群馬	495	1	479	0
埼玉	490	0	475	△ 1
千葉	535	0	525	0
東京	411	0	401	△ 1
神奈川	493	0	478	0
新潟	541	1	524	1
富山	539	2	525	1
石川	519	0	504	0
福井	519	0	499	△ 1
山梨	547	0	532	△ 1
長野	621	0	609	0
岐阜	488	0	478	0
静岡	521	0	513	0
愛知	507	0	499	0
三重	500	0	488	0
滋賀	518	0	506	0
京都	511	0	501	0
大阪	495	0	480	1
兵庫	502	△ 2	489	△ 2
奈良	513	0	500	1
和歌山	495	0	484	0
鳥取	514	0	504	0
島根	509	0	500	0
岡山	526	0	515	0
広島	523	0	512	△ 1
山口	504	0	492	△ 1
徳島	474	0	469	0
香川	499	0	493	0
愛媛	498	0	493	0
高知	458	△ 2	454	△ 2
福岡	497	△ 2	479	△ 2
佐賀	519	0	503	1
長崎	479	0	462	0
熊本	513	△ 2	497	△ 2
大分	502	△ 1	480	△ 1
宮崎	496	△ 1	483	△ 1
鹿児島	482	△ 1	469	△ 1
沖縄	309	0	305	0

注1：「農家等が使用しているふるい目幅ベース」とは、当該全国農業地域において多くの農家等が使用しているふるい目幅（北海道、東北及び北陸は1.85mm、関東・東山、東海、近畿、中国及び九州は1.80mm、四国及び沖縄は1.75mm）で選別された玄米を基に算出した数値である。

注2：平成28年産水稻の作柄表示地帯別10a当たり平均収量については、6月末頃を目途に決定する。

資料：農林水産省

面積は大きく減ることは間違いないが、現実にもそのような作付計画になるかどうかである。

ヒアリング調査では、あきたこまちを業務用米に回すのでそのような心配は少ないという話であったが、やはり懸念は残る。

秋田県農林水産部「秋田米生産・販売戦略」（平成二九年九月）の一〇頁をみると、県産米の五〇％を占めるレギュラー領域の単収五七〇〜六三〇kg／六〇kgであり、一・七mm基準ベースだが表4の五四一kgを上回っている。それよりも問題なのはエコノミー領域である。こちらの単収は七二〇kg以上／六〇kgであり、これが計画通り四〇％を占めるとなると間違いなく平年単収は大幅に上昇することになる。そうしなければ秋田県の主食用米の作付面積は大きく減らさなければならない。だが、現在の生産量の維持、恐らくそれは水稲作付面積の維持を前提とした計画を立てていると考えられ、それはほとんど不可能なように思われる。こうした問題を抱えているのは秋田県だけではないだろう。官民挙げての業務用米へのシフトは矛盾を拡大する方向に作用しそうだというのが現時点での筆者の見立てである。

秋田県における米の生産調整対応

—米生産・園芸振興との関係をめぐって—

秋田県立大学生物資源科学部アグリビジネス学科教授 津田 渉

はじめに

本稿では、米主産地秋田県が、近年どのような米の生産調整対応を行い、今後、どのような方向をとろうとしているのか、について整理する。その際、重視する視点は、①農業生産に占める米の比重が高い秋田県(全国五、六位前後)で、米の生産調整はどのように実施されてきたか、②水田を効果的に活用して、米生産とその他の作物による農業振興を充実させるために、今後も生産調整を有効に実施できるのか、の二点である。②については、米の販売対応の動向と米依存から脱却し、園芸振興に取り組んでいる秋田の状況の双方に目を配りながらまとめたい。なお、内容面で他の論考と多少の重複が生まれてしまうことをお許しいただきたい。

1、秋田県の米生産調整—現時点とその特徴

1) 二〇一八年の見込みとその要因

秋田県の水田における作物作付け状況(農水省九月一日発表)によると、昨年に比べて、主食用米が五、五〇〇haの増加、加工用米は約九〇〇haの減少、米粉用米・飼料用米・WSCの合計で約九〇〇haの減少、備蓄用米は約四、〇〇〇haの減少、麦、大豆、飼料作物その他で四〇五haの減少となっている。主に米作付けの中での変動により、ここ二、三年の主食用米生産のいわゆる「深掘り」(後述)は一転して過剰作付けとなり、生産調整数量も後退を余儀なくされた。農水省の発表は以上だが、秋田県の調べでは、自己保全管理やその他不作付けも増えているようである(注1)。

表1 水田本地面積に占める米作付けによる生産調整面積の割合(%) 2017(平成29)年

	加工用米	加工用・米粉用・飼料用・WSC・備蓄米の合計
全国	2.3	9.9
青森	2.3	16.4
岩手	1.7	10.2
宮城	1.0	11.0
秋田	8.6	17.2
山形	4.5	14.4
福島	0.3	11.7
茨城	1.5	11.3
千葉	2.1	11.2
新潟	4.9	13.8
富山	2.8	10.5
山本	1.3	15.8
宮崎	3.7	24.8
鹿児島	2.3	15.1

資料：農水省耕地面積統計

および主食用米、戦略作物等の作付動向及び作付状況等について(平成29年度)

昨年度からの情勢変化として、①加工用米の増加要因の一つであった複数年契約によるメリットの解消で作付けが減少、②飼料用米も米価下落の影響で増加した部分が減少(もともと秋田県では畜産は少なく、流通条件が整わない)、③備蓄用米は国の買入基準価格の関係で入札者が激減、④そのほか、とも補償の廃止、などが秋田県の二〇一八年における生産調整の動きを左右したとされている(注2)。

2) 秋田県の特徴

秋田県ではこうして、主食用米が増加して、加工用米や備蓄用米などの米作付けを生産調整として行う対応(以下、米による生産調整と記す)は減少した。しかし、それでも秋田県は全国の中で米による生産調整が多い県として位置づけられる。表1は、水田本地面積に占める米による生産調整の割合(水田面積に対する生産調整としての米作付面積の割合)を示している。ここでは米による生産調整が多い県を選んで(米による生産調整面積が合計で五、〇〇〇haを超える道県のうちで、水田本地面積に占める割合が全国平均以上の県)表示した。東北六県はすべてこの割合が高いが、そのなかでも秋田県は高い。しかも、秋田県は突出して加工用米の割合が高く、これに次ぐ新潟県の二倍近い。全体で見ると、水田に対する米の生産調整割合では、宮崎に次いで二番目となっている。なお、米による生産調整割合がより高い県のうち、青森県は飼料用米と備蓄用米、秋田県は加工用米と備蓄用米、山形県、新潟県、富山県は加工用米、飼料用米、備蓄用米が、茨城県、千葉県は飼料用米が多い。熊本県、宮崎県、鹿児島県はWSCが突出して多くなっている。

周知の通り、米による生産調整は、生産調整割合の高

まりとともに限界感が強まり、調整水田や自己保全管理など不作付けが増えたことも大きなきっかけとして、「水田フル活用」として生産調整政策に取り入れられてきた経緯がある。秋田県はその中でも、米による生産調整の割合が高いことが特徴であり、それは当面二〇一八年にも継続することとなった。

2、秋田県の米生産調整―その推移

1) 生産調整増大の中の動向

こうした秋田県の生産調整の現状は、既に明らかにされているように(注3)、いくつかの転換を経て形作られてきた。ここでは、先行する研究成果を踏まえながら、その後を含めて、秋田県の生産調整の推移の特徴を見ておく。

秋田県の実績推移を整理したものであり、米による生産調整及び戸別所得補償のモデル事業が実施された二〇一〇(平成二二)年以降の大きな変化が見て取れる。すなわち、生産調整の態様の示し方が途中で変化しているのやや見にくいのが、大きな傾向として、作物作付けによる生産調整の増加(水稲不作付けと調整水田の顕著な減少)自己保全管理の著増・野菜・加工用米を中心とする米による生産調整の著増・野菜、そばの増加)がわかる。

入により、生産調整数量の大幅増の中で作物作付けの増加があるものの、不作付けの面積は農業者戸別所得補償制度(以下、戸別所得補償と記す)の実施まで減少しきらなかった(注3)。

2) この一〇年間の動向

表2は、二〇〇六(平成一九)年以降の秋田県の生産調整の実績推移を整理したものであり、米による生産調整及び戸別所得補償のモデル事業が実施された二〇一〇(平成二二)年以降の大きな変化が見て取れる。すなわち、生産調整の態様の示し方が途中で変化しているのやや見にくいのが、大きな傾向として、作物作付けによる生産調整の増加(水稲不作付けと調整水田の顕著な減少)自己保全管理の著増・野菜・加工用米を中心とする米による生産調整の著増・野菜、そばの増加)がわかる。

二〇〇七(平成一九)年に提起された水田フル活用(米粉用米・飼料用米・WSCなどの新規需要米生産と米による生産調整の容認)は、水田利用において米依存度の高い秋田県の実績推移を整理したものであり、米による生産調整及び戸別所得補償のモデル事業が実施された二〇一〇(平成二二)年以降の大きな変化が見て取れる。すなわち、生産調整の態様の示し方が途中で変化しているのやや見にくいのが、大きな傾向として、作物作付けによる生産調整の増加(水稲不作付けと調整水田の顕著な減少)自己保全管理の著増・野菜・加工用米を中心とする米による生産調整の著増・野菜、そばの増加)がわかる。

3、秋田県の園芸振興及び米生産と生産調整の 関係

1) 園芸振興のプロセサーエダマメの取り組みを中心に

秋田県での園芸産地再編(新しい方針での取り組みという意味で)の動きは、県のリードで二〇〇〇年前後から始まっている。それは、より本格的な産地マーケティングを指した活動であった。まず、秋田県の実情に合わせて、①なじみやすい(技術的に取り組み易く栽培経験があるなど)、②気象条件に合致(全県域で栽培でき、リレー出荷も可能)③長期出荷可能、④価格が比較的安定、⑤機械化可能、という条件により多く適合する主要品目の選定から始まった。この条件を満たす品目は、園芸振興に結びつきやすい品目だという判断だったわけである。それが、ねぎ・アスパラ・ほうれんそう(メジャー品目と命名、全県に拡大)とトマト・きゅうり・メロン・スイカ・キャベツ・エダマメ(ブランド六品目、メジャーに比べその時点では県内の特定産地)だった。これらの品目は当然ながら水田への作付けが重視された。

その後、二〇〇〇(平成一二)に、秋田県では、「新世紀あきたの農業・農村ビジョン」が策定され、第一期(平成一二〜一四年)、第二期(一五〜一七年)、第三期

(一八〜二〇年)にわたり進められることになる。第一期には、農業者や産地におけるマーケティング意識の醸成が掲げられ、本格的なマーケティング活動に取り組み戦略がうたわれて、この面での行政の関与が始められ、二〇一〇(平成二二)年からの「ふるさと秋田農林水産ビジョン」等にも引き継がれ、各種事業化されて今日まで進められてきた(注5)。

この中で、エダマメの振興は、東京の消費者をターゲット・スーパにより長く秋田の産品のコーナーを設ける・お手頃な価格で美味しい枝豆を提供、といった戦略を掲げて、それまでの園芸品とは異なり、試験場、改良普及員やJA営農指導員が連携した産地体制、県内協調出荷により、県オリジナル品種の開発、長期出荷の取組、統一袋活用のブランド育成、東京市場の卸業者・スーパーとの連携などを重点的に実施した。これにより着実に生産出荷量が増え、県南地域を中心とした既存の産地から、県央や県北へと産地化が進んだ。二〇一五(平成二七)年には東京都中央卸売市場の七から一〇月期の出荷量が一位となり、それ以降も、東京市場でのメイン産地群馬県と首位を争うレベルに到達している。今後は七月と九月での出荷量拡大をさらに目指し、より美味しい県産品種(あきたほのか)の投入などにより、ブランドの階層化を図りつつ、量も売り上げも向上させる戦略に取

り組んでいる。

さらに、長ねぎも中心産地JAあきた白神を中心に拡大を見せ、「あきた美人ネギ」の名称のもと東京市場での地位確保に取り組んできている。

2) 園芸の振興と生産調整

現実には、野菜の生産拡大は表3にみるような状況である。県が示したメジャー品目のねぎ・アスパラ・ほうれんそうと、ブランド品目のトマト・きゅうり・メロン・スイカ・キャベツ・エダマメのうちで、この一〇年間に生産が拡大しているのは、ねぎとエダマメのみである。その他の品目は長期減少傾向が多いというのが現実である。生産調整における「野菜作付面積の増加」の実際は、ねぎ、エダマメなどとそれ以外の色々な野菜に支えられているといえそうだが、統計からはその増加が読み取れない(注⑥)という面がある。

とはいえ、近年では、園芸の生産販売の担い手育成を目指し、ハウス一〇〇棟の団地などこれまでにない規模での園芸メガ団地事業(二〇一四年)が進められ、二〇一六年には、「メガ団地」を核としたサテライトタイプや複数団地の組み合わせで販売額一億円を目指すネットワークタイプなど、新たな「園芸拠点」の整備を進めている。二〇一八年の新たな取組を含めると累計二七地

表3 秋田県主要園芸作物の生産動向(作付面積)

(ha)

	平成18年 2006	20年 2008	22年 2010	24年 2012	26年 2014	28年 2016
ねぎ	447	466	471	479	492	543
ほうれんそう	326	285	254	242	231	212
アスパラ	484	479	477	435	418	410
トマト	309	286	283	262	254	242
きゅうり	351	331	313	293	282	271
すいか	544	529	512	488	472	456
キャベツ	379	384	358	387	361	365
メロン	253	—	216	—	—	189
エダマメ	874	969	1,010	1,060	1,120	1,210

資料：秋田県農林水産統計年報

原資料：農水省 野菜生産出荷統計各年版「一」調査なしを示す

区で団地化が進められ、野菜では、エダマメ、ねぎのほか、トマト、ほうれんそう、すいか、きゅうり、アスパラガスなど、花きではキク類、トルコギキョウ、リンドウ、ダリアなどが団地化されている。水田を活用した例が多いねぎ、エダマメの近年の拡大はこうした団地化事業によるところも大きく、効果的に生産調整と園芸振興が結びついていく活動も増えていると考えられる。

3) 米販売のマーケティング

秋田県の米マーケティングについては、あきたこまち依存や家庭用消費中心からの脱却やマーケティング戦略の充実がかなり以前から言われてきた。例えば、ほぼ一五年前の齋藤了氏の指摘によれば^{注7)}、県内JAは、安全安心ニーズ・良食味品質の追求は進んでいるものの、「消費者・販売先とのコミュニケーション」対応については、必要性は認識しているが総じて実施の動きは鈍く、「外食・中食」との取引量は少ない、とされていた。

その後、秋田県JAでは直接販売比率が高まり、業務用への取組は強まった。ただ依然としてあきたこまち中心のマーケティングは強く、あきたこまちなので業務用で値引きはしにくいという実情もある。現在、農水省の公表資料（米に関するマンスリーレポート、平成三〇年

三月号）によれば、相対的には業務用米比率が低い（全国平均三九％に対して秋田県二一％、平成二八／二九年・平成二八年七月から平成二九年六月までの一年間）状況は変わらない。

この間、表4に示したように、全国的にも、東北の中でも秋田県のJAの系統利用率は低下し、直接販売が増えた。その意味で、単協による米マーケティング活動は進んできたともいえる。これに対して、米の直接販売に関係してJA秋田おぼこの不適正な会計処理が問題となったこともあり、昨年途中から切り替えの動きが進み、二〇一八年には全農あきたによる集荷はかなり増える見込みだという。

しかし、需給環境に左右されず安定した取引先が確保できる等の理由から推奨されている事前契約取引については、主食用米の事前契約率が低い（全国平均四九％に対して秋田県三八％、平成二九年産・平成三〇年三月末現在、米に関するマンスリーレポート、平成三〇年四月号）とされている。現段階で必要な活動に秋田県の米販売はまだ十分に組み組めていないともいえそうである。

4) 米販売の方向性と生産調整の新たな局面

昨年県により策定された秋田米生産・販売戦略（お米

表4 農協の米取り扱いにおける系統利用率（取扱額の割合）（％）

	2006(平成18)年	2011(平成23)年	2016(平成28)年
全国	86.8	77.4	72.3
北海道	82.8	89.3	84.2
青森	92.9	77.4	70.5
岩手	89.6	78.1	77.5
宮城	92.6	86.5	80.2
秋田	83.0	49.7	47.7
山形	89.9	66.8	51.7
福島	70.8	66.5	59.9
栃木	94.3	71.3	82.0
新潟	94.9	78.2	73.1
富山	92.3	80.5	83.5

資料：農水省総合農協統計表各年版

のオールラウンダーを目指して）によれば、二〇一六年を起点として二〇二二（平成三三）年の目標を以下のよう設定している。

①もちや酒造好適米を含めた秋田米の作付面積は八七・二千haで現状維持（あきたこまちは微増）、販売量では四二六・三千トンから四一五・六千トンへやや減少。あきたこまちの比率は販売量で見ると六九％程度で変わらない。②主食用米の業務用比率を販売量で二二％から四〇％へ倍増、業務用向けに占めるあきたこまちの比率は五一・四％から五九・六％に増加、などとなっている。販売量は維持しつつあきたこまちを中心に業務用比率を急速に高めていく方針であり、手取り確保は米生産費を一〇％程度削減することに対応するとされている。

これに対し、秋田県の今年の米作付けの増加は全国最大である。全農秋田県本部によると、米販売で言えば、過剰は単協の直接販売の部分ででてくる予想である。業務用米を中心に需給ミスマッチもあり、米卸業者が重複して産地に声を掛けている状況が想定されている。全農としては事前契約の締結を進め、安定した取引を増やしていくよう努め、また、単協に要請していくとしている。

米需要は当面、確実に減っていく。したがって、主食用米の生産・販売コントロールが効果的になるためには、生産調整が効果的であることがいかに重要か、米主

産地秋田県の二〇一八年の状況はそれを示しているといえる。米作付けによる生産調整の必要数量と収益性の見通し、野菜産地化など水田農業の新たな展開による稲以外の部門の定着、この二つの要素と主食用米のコントロールの連動が、今後ますます大切になっているといえる。

おわりに

本稿のまとめとして、以下の点を指摘しておきたい。

秋田県では、水田農業の活性化は否応なく地域の最大課題となっている。米の生産調整はその重要な要素であるが、一方で、米需要の減少はまだ続く。しかし他方で、稲作付けを担う農業者の離脱、水田の減少にも目を向けなければならぬ(注8)。米需給の短期的なミスマッチでの生産変動を抑制し、長期的に水田農業を新たな展開に結びつけていく、この両者のベストミックスが、強く求められる。秋田県で言えば、やはり、米依存からの脱却に向けた園芸振興が改めてクローズアップされざるを得ない。

注1

秋田県水田総合利用課の七月の概況的な調べによる。調査方法は国とは異なる。

注2

秋田県庁、全農秋田県本部、農業者などからの聞き取りによる。

注3

生産調整を含め秋田県の水田農業を巡る総合的な変動をまとめた代表的な論考に、佐藤加寿子「秋田県水田農業の与件変化」鶴川洋樹・佐藤加寿子・佐藤了編著『転換期の水田農業』第一章所収(pp. 111-118)・農林統計協会・二〇一七がある。

注4

こうした経緯は、前掲注3の佐藤論文に詳しい。また、戸別所得補償の導入を巡って秋田県内で市町村への生産調整配分の変更が行われたが、この点については前掲佐藤論文の他、長濱健一郎「秋田県大潟村における戸別所得補償制度導入の意義と課題」『レファレンス』pp. 115-127・国立国会図書館・二〇一一・一〇に詳しく整理されている。

注5

秋田県の園芸振興の事情は、中村勝則「兼業・稲単作地帯における園芸振興の課題」鶴川洋樹・佐藤加寿子・佐藤了編著『転換期の水田農業』第一章所収(pp. 121-136)・農林統計協会・二〇一七に整理されている。また、エダマメの振興プロセス等については、拙稿「水田活用園芸の挑戦」鶴川洋樹・佐藤加寿子・佐藤了編著『転換期の水田農業』第一章所収(pp. 137-164)・農林統計協会・二〇一七、を参照。

注6

農水省野菜生産出荷統計から秋田県農林水産業累年統計表に掲載

されている一八品目の野菜の合計作付面積は二〇一六年で六、五〇一haである。その他の品目の作付けは多くない。生産調整実績で見ると、県の調べでは、エダマメ、ねぎ、アスパラガス、トマト、きゅうり、すいか以外の野菜の面積がかなり多いとしている。県内の野菜総作付面積は九、〇〇〇haとされている（秋田県農林水産業及び農山漁村に関する年次報告、平成二九年度）。実際には、生産調整の面積として野菜を申請しても、実作付けはわずかという例もあり、生産調整カウントと実際の作付け拡大とは別ということはある。

注 7

二〇〇六年二月に行われた「あきた米フォーラム'06」での齋藤氏の報告（「売れる米づくりへの県内JAの取組状況について」）を参照した。

注 8

東北農業経済学会二〇一八年秋田大会のシンポジウム（二〇一八年八月二四日 東北水田農業の近未来 パート2）におけるJA秋田しんせいの高橋常務の発言によれば、JA管内では、稲作を行う組合員の減少も進んでおり、水田農業の担い手をしっかり育ていく必要があるとされている。

大瀧村の米生産調整と今後の課題

矢坂 雅充

1、はじめに

八郎瀧干拓によって生まれた一一、七五五haの農地が広がる大瀧村は、日本の有数の米生産地域として名高い。二〇年もの年月をかけて完成した干拓地への第一次入植が一九六七年に始まり、一九七四年の第五次入植までに五八九戸が入植した。現在でも五〇〇戸ほどの大規模農業経営が稲作を中心とした農業を営んでいる。

こうした大規模家族農業経営によって支えられている大瀧村の稲作農家の動向が注目されている。政府による米の生産数量目標の配分が廃止され、自由作付けに移行するなかで、八、五〇〇haあまりの水田を抱える大瀧村の米生産・販売動向は、全国の稲作生産者の米生産や販売への認識に大きな影響を与える可能性がある。大瀧村

の稲作農家は経営に真剣に取り組んでおり、割に合わないことはしないと評価されているように、市場や制度の変化に敏感に反応してきた。大瀧村の稲作の動向は、生産数量目標廃止後のコメ生産・流通の方向性を示唆するものとして注目を集めているのである。

一方で、大瀧村の稲作は大規模干拓事業のもとで成立した特殊な経営環境のもとで発展してきた。一戸あたり一五haの水田を保有する家族農業経営によって支えられる稲作生産は、米政策が掲げてきた都府県稲作の理想的な生産構造であるが、こうした生産構造が制約要因として意識され、大瀧村の稲作経営は次のステップの姿を模索している。大瀧村は他の稲作産地の取り組みを参考にすることができない特殊な問題に直面しつつある。

以下では、大瀧村における米の生産調整への取り組み

を辿り、生産数量目標配分の廃止、米市場の変容を契機とした米生産・販売の方向性の変化を検討する。またあわせて大潟村の稲作経営が模索しつつある持続的な農業経営の諸相を整理してみたい。それはこれからの稲作経営や家族農業経営の本質的な課題でもある。

2、大潟村の米生産調整と自由作付の推移

大潟村の農業は米の生産調整政策との軋轢なかで展開してきた。一九七〇年に新規開田抑制施策とともに米の生産調整が開始され、六七年の入植開始後まもなく大潟村は米の生産調整に直面した。一九七三年から「当分の間、田と畑の面積をおおむね一五ha規模の田畑複合経営を行うこと」とされ、それまでの入植者には五haの追加配分、七四年の最後の第五次入植者には一五haが配分された。しかし、それらの田では、麦・大豆といった畑作物を栽培しても転作奨励金の交付対象外とされ、入植者の農業経営を圧迫した。畑作の転作配分面積が拡大し、麦・大豆への転作が拡大したが、排水の悪い土壌条件下では麦・大豆などの畑作物の単位面積あたり収益性は、米よりもはるかに低かった。小麦が収穫時期を迎える七月初旬は梅雨明け間際の雨で、小麦は三年に一度は赤カビ病による被害を受け、そのあとに播種する大豆も湿害を受けることがあり、麦・大豆は収量が大きく落ち

込むリスクも大きかった。そこで田として造成された基盤整備の償還金四〇〇万円／年ほどの負担も重なり、一部の農家が稲の過剰作付を行い、消費者グループや生協などへの米の直売を始めた。

その後、一九九〇年によくすべての農地は水田として取り扱われることとなり、転作奨励金が交付されるようになるが、大潟村は稲の自由作付・ヤミ米出荷の農家グループと生産調整遵守・系統出荷農家グループとに二分された。その結果、転作達成率は三〇％程度の低い水準にとどまっていた(表1参照)。

二〇一〇年の戸別所得補償制度の導入によって、大潟村の米生産調整への対応は一変した。戸別所得補償の交付要件として生産調整への参加が盛り込まれ、加工用米に対して転作奨励金(二万円／一〇a)が交付されることとなり、それまで稲の自由作付を続けて生産調整に参加しなかった稲作農家を含めて、加工用米による「転作」が急速に普及したからである。表2に示されるように、二〇〇九年には三九〇haであった加工用米栽培は、二〇一〇年には二、二五八haへと急拡大している。一九八〇年代に広く栽培されていた麦・大豆による転作はさらに減少し、米と麦・大豆の田畑複合経営は大きく後退し、稲作単一経営へと向かっていった。そして米の生産調整は米による「転作」で実施されていたのである。

大潟村の米生産調整と今後の課題

表 1 転作面積と転作達成率の推移

(単位：ha)

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
転作必要(目安)面積	4,436	4,550	3,759	3,395	3,629	3,592	3,732	4,056	4,057	4,061	3,949
転作等実施面積	1,267	1,392	3,051	3,162	3,402	3,397	3,528	3,891	4,248	4,152	3,511
転作(目安)達成率	28.5	30.6	81.2	93.5	93.8	95.0	94.5	95.9	104.7	102.2	88.9

注：2018年6月11日現在の速報値

資料：大潟村資料

表 2 主要作物の転作面積の推移

(単位：ha)

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
麦大豆	30	192	40	43	45	45	45	57	61	86	81
大豆	634	409	346	371	313	273	272	269	263	246	239
かぼちゃ	23	15	15	17	14	15	15	16	18	16	14
タマネギ											6
メロン	4	4	5	4	4	3	3	2	2	2	2
ニンニク	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1
米粉用米	0	219	309	134	48	22	172	216	5	32	41
加工用米	421	390	2,258	2,537	2,897	2,904	2,932	3,243	3,799	3,687	2,969

注：2018年6月11日現在の速報値

資料：表1に同じ

その結果、かつての代表的な米生産調整未達成地域であった大潟村は、生産調整達成地域へと変化した。前掲表1からみて取れるように、二〇〇九年の転作等実施面積は一、三九一ha、転作達成率は三〇・六%であったが、二〇一〇年にはそれぞれ三、〇五一ha、八一・二%へと一挙に米による米生産調整に傾斜し、二〇一六年および一七年の転作達成率は一〇四・七%、一〇二・二%と転作目安面積を上回る転作となっている。

こうして大潟村の米生産調整は基本的には加工用米生産で達成されてきた。加工用のもち米栽培による手取り収入が、主食用のあきたこまちの手取り収入を上回るようになり、転作はもっぱら加工用のもち米栽培で行われるようになったのである。近年の加工用もち米とあきたこまちの手取り収入を比較すると、以下ようになる。

〔平成二八年の〕あきたこまちの村内の置き場価格、要するに庭先価格は(中略)大体一万一、五〇〇円です。それに補助金が主食用米に七五〇円上乗せされ(注1)、一万二、二五〇円が税込みの出荷価格となります。(中略)加工用のもち米、これが六〇kgあたり九、五〇〇円で取引され、それに様々な補助金が三、〇〇〇円付きます(注2)。合計すると一万二、五〇〇円となり、生産調整をしてもしなくても、ほぼ同一水準の収入になります。〕

加工用のもち米には水田活用の直接支払い交付金二万円／一〇a、産地交付金（複数年契約（三年間）一・二万円の反収は一二俵が一般的である。もち米の基準反収は五八六kgであるが、一二俵の収穫が見込まれるので、一〇俵を加工用米として契約し、残りの二俵は主食用のもち米として販売される。もち米での転作の単位面積あたり収益は主食用のあきたこまちよりも高くなったといえよう。二〇一〇年に大潟村の農家有志で発足した大潟村水田利活用協議会が、もち米の実需者団体・企業への直接販売ルートを開拓したことが、加工用のもち米による転作を進める上で貢献したという^{注3)}。現在、加工用のもち米は（株）大潟村カントリーエレベーター公社や（株）利活用 秋田などを介して、全国米菓工業組合や包装もち製造企業などに販売されている。とくに大潟村の農家が主体となって設立した大潟村水田利活用協議会を前身とする（株）利活用 秋田は、米の取扱量の九割以上がもち米で、二〇一七年度の加工用のもち米は八、四二二トン（うち大潟村産のもち米七、八五八トン）、さらに主食用のもち米も一、一二二トンを出荷している。

米政策によるもち米の収益性の高まりに、大潟村の稲

作農家が機敏に反応して、もち米による米生産調整を手がけてきたことがわかる。

3、平成三〇年の米生産調整政策への対応

大潟村の地域再生協議会は秋田県の目標数量配分の基準で村への配分数量を算定し、生産者に提示したが、本格的には生産調整の取り組みは稲作農家の個々の判断に任せた。米生産調整への対立で村の農家が二分された苦い経験をふまえれば、個々の農家の米生産を規制するような対応は現実的でない^{注4)}と判断されたといえよう。

二〇一八年の大潟村の米生産は、加工用のもち米から主食用のあきたこまちへの回帰という変化を示している。前掲表2に示されるように、加工用米は二〇一八年には二、九六九haとなり、二〇一七年より七一八ha減少し、減少率は約二〇%となっている。備蓄用米、米粉用米、輸出用米の作付面積もあわせて一〇〇haほど増えているが、基本的には加工用米の作付面積を減らしてうるち米のあきたこまちを増やす傾向がみとれる。三年間の複数年契約を結んだ加工用米への産地交付金が二〇一八年に廃止され、もち米の収益性が低下したからである。二〇一八年に三年目を迎える契約が六〇〇haほど残っており、契約継続中の取り組みには交付金が出されるのでもち米生産が一挙に減少するわけではないが、来年

度はいっそうの縮小が見込まれている。

一方、主食用米の作付面積は二〇一七年の四、八五四haから二〇一八年には五、四六四haへと一三%ほど増加している。その結果、転作目安達成率は八八・九%となり、一〇〇%を割り込む見込みである。加工用米への産地交付金の廃止によって、いち早くあきたこまちなどの主食用うるち米へと作付を転換するところに、単位面積あたりの収益性を最大にしようとする大潟村の農家の特質が現れている。

しかもあきたこまちはリースナブルな価格と良食味を背景に、業務用米としての販売に力点が置かれるようになってきている。飲食店・ホテルや老人ホーム、病院といった業務用実需者から、あきたこまちやあきたこまちブレンド米が評価されている。業務用米市場は裾野が広く、低価格志向の業務用米として雑銘柄米が注目される一方で、出荷量が多く安定的な調達が見込まれ、食味もよい大潟村のあきたこまちは業務用米需要の定番銘柄になってきたといえよう。

大潟村の集荷業者は、あきたこま치의ユーザーとして外食をはじめとする業務用米の実需者を強く意識している。系統外の集荷業者であるあきたこまち生産者協会、農友会などだけでなく、系統出荷組織の（株）大潟村カントリーエレベーター公社も、量販店との取引ではなく

業務用米ユーザーとの取引に関心を寄せてきた。大潟村ではあきたこまちを「ゆめぴりか」のような良食味・高価格米とは異なり、手ごろな価格の良食味米として位置づけ、外食事業者などとの直接取引を重ねてきた。米消費が下げ止まらないなかでも、家庭での米需要を吸収して業務用米需要が着実に拡大している米市場の変化とあきたこまちの商品特性をふまえた米販売戦略の成果である。

もっとも稲の作付制限撤廃は大潟村の農業のゴールとはなっていない。大潟村では離農者の農地の購入・借入によって経営規模を拡大した農家も少なくないが、入植時に配分された一五haの経営規模を維持している農家が多い。四九四戸の農家のうち経営規模が一五haの農家が二二戸で、一五〜二〇haが八二戸、二〇〜二五haが九一戸、二五〜三〇haが三〇戸、三〇ha以上が四五戸となっている^{注4}。村で最大の経営規模は五八haで家族四人の家族農業経営であり、一〇〇haを超える経営規模の農業法人は登場していない。農地の流動化によってより大規模な農業経営を実現した農家があるとはいえ、中規模ともいえる一五〜二〇haの農家の持続的な経営のあり方が関心事とならざるをえない。飼料用米への政策補助で米価を支持する状況が維持できなくなり米価が相当程度下がれば、一五haの稲作では十分な所得は得られなく

なる可能性がある。

そこで大潟村は「稲作の高い生産力を維持しつつ、さらに畑作部門を強化した生産構造を確保するとともに、地域農業の担い手として今後育成すべき経営体を明確にし、こうした経営体に対して複合化の支援を重点的に実施する」(注5)という方針を示している。一五haの水田から得られる収益を将来にわたって維持していくためには、米以外の畑作物の栽培が必要になるといわけである。具体的には米プラス α の高収益作物としてメロン、にんにく、かぼちゃ、たまねぎの栽培が奨励されている。

タマネギは二〇一八年にみらい共創ファーム秋田でも取り組まれるようになった作物で、他の三品目は一〇年ほど前にはあわせて一〇haほどの作付が行われていた。いずれも稲作と競合せず、栽培ノウハウの蓄積や大型機械での省力栽培で高収益が見込まれている(注6)。

大潟村は村単独の補助事業でこれらの高収益作物生産でのこ入れを図っている。作付定着するまでの期間限定で五万円／一〇aの産地交付金が支払われており、とくにたまねぎ栽培に対しては高額の農業機械購入費への補助(秋田県1/3、大潟村1/3)や種苗費の1/2補助なども用意されている。本暗渠への国の支援事業に加えて、収益性向上に欠かせない末端での暗渠設置には村独自の補助事業があり、農協もたまねぎの集出荷・貯蔵

施設を建設している。

大潟村では米政策との軋轢や協調を経験してきただけに、今後の米価下落の可能性とそれへの対応策の必要性が強く認識されており、稲作経営を支える高収益の畑作物への期待が高まっているのである。

4、今後の課題

二〇一八年度の稲作の動向の変化は、大潟村の稲作経営や米販売のあり方に見直しを迫ることとなった。以下では、稲作経営の効率化と米販売対応の課題についてみておこう。

1) 稲作経営の効率化

大潟村では二〇一五haの稲作経営であれば夫婦二人でこなせるという。スマート農業として注目されている自動運転の農業機械などを駆使すれば、一人でも二〇haあまりの稲作が可能なのだろうか。

実際には稲作では耕起・代掻き・育苗管理といった作業を同時並行的に行わなければならず、一人で一〇haの稲作経営を行うことは難しい。自動運転の農業機械への期待も高まっているが、田植機では一つの苗箱で一〇〇mの植え付けが可能であるが、大潟村の標準区画(一四〇m×九〇m)の圃場とのずれが障害となっているという指摘もある(注7)。

そこで農業収益を持続的に維持するために意識されているのが、作業効率の向上と生産費の削減である。家族農業経営といっても、家族二世代四人ではなく父と息子の二人の労働力で営農を続けていくためには、コンバインやレーザーレベラーなどの大型農業機械を導入し、省力化を図る必要がある。作付品種があきたこまちに集中すれば、こうした大型機械化に拍車がかかることになり、稼働率が低い高額な機械の導入によって、今後ますます農業機械・設備の償却費が経営を圧迫するおそれがある。入植時に前提とされていた農業機械・設備の共同利用、農作業の共同作業はすっかり崩れてしまい、個別に農業機械を所有・利用するようになっていったが、投資の効率化を図るためにふたたび共同利用・作業が進みつつある。今後、米の売上げ増大は見込めないという共通の認識のもとで、「共同」による投資や作業の効率化が生産費を抑制する現実的な手法として考えられているのである。

大規模農業経営が地域的に集中している北海道の道東酪農の展開をふまえるならば、大潟村で複数の稲作農家が合併して農業法人を設立し、投資効率の向上や労働条件の緩和に取り組むことも考えられよう。家族経営合併型の農業法人では、経営面積や労働力を一挙に増やすことができる。新たな大型機械化体系で投資効率の向上を

図ることが可能になり、単位面積あたりの収益を最大化するために高収益畑作物を導入し、一年中農繁期となるような営農体系となっても、複数家族の労働力をローテーションさせて定期的に休日がとれるような余裕が生まれる。北海道の家族酪農経営の辿ってきた法人化の動きは、大潟村の次世代の稲作経営展開の選択肢の一つかも知れない。

2) 米販売戦略

業務用米取引では外食事業者などの実需者の特質を反映して、実勢価格志向と安定取引が重視される。業務用米は、米過剰に陥った二〇一三年産米のように低価格業務用米の雑銘柄価格ほど価格下落が著しく、逆に需給が逼迫すると価格上昇によって銘柄間の価格差が急速に縮小する^{注8}。家庭用米に比べて、業務用米は米価の変動リスクが高い。近年は飼料用米生産の拡大と北海道のゆめぴりかや山形県のかや姫などに代表される特Aの良食味米生産の拡大を反映して、業務用米の需給逼迫が続いている。しかし、ひとたび豊作などで米の需給が緩和すれば、業務用として販売される銘柄が増えて価格下落が顕著になる可能性がある。

二〇一八年産を契機としてあきたこまちの作付が拡大し、業務用米としての販売が増えていくと見込まれるが、それは米価変動リスクの上昇をとまなうことにな

る。しかも業務用米実需者からは安定供給を強く求められるので、米価変動による経営への影響はいっそう大きくなる。

二〇一八年一〇月に大阪堂島商品取引所が秋田県産あきたこまちを標準品とする「秋田県産あきたこまちコメ先物取引」を上場した背景には、大潟村などでコメ先物取引に関心をもつ稲作農家が多くなっていたことが挙げられる。これまでも大潟村では集荷業者による播種前取引契約への働きかけが積極的になされてきたように、米販売における価格変動リスクの管理に関心を寄せる稲作農家が多いと言われてきた。あきたこまちの業務用販売のリスクを抑制し、業務用米の産地として評価を高めていくためには、新たに設立されたあきたこまちの先物取引による価格変動リスクのヘッジが求められることになろう。

加工用のもち米販売の位置づけも検討課題の一つである。あきたこまちの増産によって全国米菓工業組合などの加工用もち米の実需者との取引を大きく縮小することは、大潟村の稲作経営のリスクを高めることになるからである。国産原料にこだわっている米菓業者などがMA米を原料とするようになってしまえば、国産もち米需要は大きく損なわれ、安定的な取引に依じてくれるもち米実需者を失うことになる。加工用もち米の販売をあきた

こまち栽培にとつての保険として位置づけて、両者の作付バランスをとることが課題となろう。

大潟村ではあきたこまち単作傾向が強まっているとはいえ、すでに多様な農業経営の取り組みがなされている。有機栽培米や六次産業化による米の宅配ビジネスの蓄積もあり、近年は長ネギ、たまねぎ、トマト、メロンなどの野菜作に積極的に取り組む農家も現れている。農業の将来を見据えて、様々な視点から新たな営農のあり方を模索しているところに大潟村の農業の強靱性があるといえよう。

(注1) 直接支払い交付金七、五〇〇円／一〇aを反収一〇俵で割った金額である。

(注2) 水田活用の直接支払い交付金二万円／一〇a、産地交付金(複数年契約の取組)一・二万円／一〇aを反収で割った金額

(注3) 藤野(二〇一五)参照。

(注4) 二〇一八年四月現在の数値。大潟村「大潟村農業の紹介」参照。

(注5) 注4と同じ。

(注6) メロンやカボチャの栽培を取り入れた稲作経営は、雇用労働力への依存や農繁期の長期化といった問題を抱えるという。メロンやカボチャの収穫が終わるとまもなく稲

刈りとなるように、一年中休みがなく農作業に明け暮れる農業経営への抵抗感も強い。木村（二〇一八）参照。

（注7）木村（二〇一八）参照。

（注8）矢坂（二〇一五）参照。

参考文献

木村誠一（二〇一八）「大潟村における稲作経営の現状と米政策の見直しに向けた課題」（日本農業研究所『米政策の見直しに関する研究』所収）

藤野信之（二〇一五）「大潟村水田農業の動向」『調査と情報』第五〇号

矢坂雅充（二〇一五）「コメの産地銘柄間の価格変動の特徴について」（日本農業研究所『米の流通、取引をめぐる新たな動き（続）』所収）

秋田県大潟村の米販売会社による米生産調整への対応

——(株)大潟村カンントリーエレベーター公社と (株)農友(秋田農友会)の場合——

農政ジャーナリスト 神山 安雄

はじめに

本稿の直接の目的は、国による米生産数量目標の都道府県別の配分(従来型の米生産調整)と米の直接支払い交付金が廃止され、米政策が大きく転換した二〇一八年度における、国営八郎潟干拓事業で生まれた大潟村の米販売組織(米販売会社)——(株)大潟村カンントリーエレベーター公社(大潟村CE公社)と(株)農友(秋田農友会)——による米生産調整への対応を検討することである。もうひとつの目的は、食糧増産政策と旧農業基本法の下で、モデルとして生まれた水稲単作大規模経営が、入植・営農開始後すぐに田畑複合経営への転換を迫られ、米生産調整・米政策に翻弄されてきた長い歴史をくぐり

ぬけた到達点である現時点における、大規模経営としての経営展開について検討することである。

そのため、第一に、大潟村における米生産調整への対応について、①二〇一八年時点での特徴、②入植者が入植・営農開始直後から翻弄されてきた米政策・米生産調整政策の変化の下での今日までの対応の特徴を、検討していく。

その上で、第二に、大規模経営として出発した入植者の米政策・米生産調整政策への対応の中で生まれていった米販売組織(販売会社)について、ここでは二社——(株)大潟村CE公社・(株)農友——の二〇一八年米問題への対応をみていくことにしたい。

1、大潟村の米生産調整への対応の特徴

(1) 二〇一八年米問題への対応の特徴

大潟村の一八年産米の生産調整等への対応の特徴は、第一に、主食用米の作付面積を五五九二haと、前年産に比べて六九二ha（一四・二％）増やしたことである。

大潟村の主食用米の増加率は、秋田県全体の増加率（七・九％）、全国の増加率（一・二％）を大きく上まわっている。

第二の特徴は、主食用米の作付面積の増加が、もっぱら加工用米の作付面積の減少によって実現していることである。一八年産の加工用米の作付面積は、前年産に比べて七七〇ha（二〇・三％）も減少した。

一八年度から、国が都道府県別の主食用米生産数量目標を示すことは廃止され、主食用米の需給調整機能は弱まった。米の直接支払い交付金も一八年産米から廃止され、その交付要件である米生産調整への参加も必要ではなくなった。

民主党の農業者戸別所得補償制度による米の直接支払いがはじまり、「米での転作」である加工用米等の作付けが拡大したが、一八年度からの米政策の改変によって、加工用米から主食用米への再転換が一部で行われたのである。

しかし、大潟村の加工用米は、八〇九割がもち米で、あられ等の米菓需要が定着している。加工用米に対する水田活用の直接支払い交付金が一〇a当たり二万円を維持するのであれば、加工用米の作付面積は三〇〇〇ha前後が維持されると見込まれる。

大潟村では、飼料用米の作付けがなくなる一方で、米粉用米の作付面積が一七年産の三二haから一八年産では四一haに増えている。これは、(株)大潟村あきたこまち生産者協会のグルテンフリーの新商品開発が進んでいるためである（服部信司報告参照のこと）。

(2) 米生産調整政策に翻弄された大潟村

① 入植と営農計画

大潟村は、国営八郎潟干拓事業によって新しく生まれ た村である。八郎潟干拓事業は、一九五七年に干拓工事に着手し、六六年に干陸、七七年に完工した。八郎潟には、土地一万七二二九ha（うち農地Ⅱ水田Ⅱ一万二八〇二ha）が生まれ、六七年の第一次入植（五六名）から七〇年の第四次入植まで合計四六〇名が入植し、当初、農地（水田）一〇haが配分された。七〇年度から米生産調整がはじまり、入植は一時中断したが、七四年に第五次入植（一二〇名）があり、国営事業での入植は合計五八〇名で終了した。このとき、第一次から第四次入植者には五haが追加配分され、第五次入植者には一五haが配分

表1 大潟村の米生産調整への対応 (2017-2018年産)

	大潟村		秋田県		全 国	
	2017年産	2018年産	2017年産	2018年産	2017年産	2018年産
主食用米	4,946	5,592	71,349	75,000	138.7	138.6
生産目標	4,895	5,592	69,500	75,000	137.0	138.6
作付面積	3,792	3,022	10,503	9,786	4.9	4.9
加工用米	32	41	209	233	0.5	0.5
新規需要米	22	-	2,828	1,993	9.1	8.0
米粉用米	2	1	1,239	1,229	4.2	4.3
飼料用米	-	1	..	3	0.0	..
WCS用稲	-	-	..	252	..	0.4
その他	-	-	..	252	..	0.4
新規市場開拓米(輸出等)	-	-	..	252	..	0.4
備蓄米	-	77	6,362	2,393	3.4	2.2
戦略作物	1	1	333	225	9.8	9.6
麦	336	323	7,917	7,835	8.9	8.8
大豆	-	-	2,182	2,185	7.2	7.3
飼料作物	9	-	3,062	2,672	2.6	2.8
ソバ	-	-	19	11	0.1	0.1
ナタネ	-	-	19	11	0.1	0.1

資料；大潟村は東北農政局資料。秋田県・全国は、農林水産省「平成29年産米の作付状況等について」同「平成30年産の水田における作付状況について」、2017年産は、主食用米以外は農林水産省「平成29年度の経営所得安定対策等の支払実績」。

された。その後、七八年に秋田県の県単事業で九名が入植し、八郎潟干拓地への入植者は合計五八九名となった(注1)。

第一次入植者の営農開始からすぐに米生産調整がはじまり、新規開田は強く抑制された。八郎潟干拓地への入植者の営農形態は、大規模大型機械化協業や水田酪農経営など各種「営農計画」が議論された(注2)が、旧農業基本法がめざした「自立経営」としての大規模な水稲単作の大型機械化営農と当初は性格づけられた。しかし、米生産調整・新規開田抑制政策は、七三年に営農計画を「当分の間、田と畑の面積をおおむね同程度とする一五ha規模の田畑複合経営」(水田扱いは七・五ha)へと変更させた。これを根拠に、一次〜四次入植者への五ha追加配分、五次入植者への一五ha配分が行われた。

② 転作非協力農家の増加

入植者は、農地配分での国との契約で、国の営農計画に従わない場合は国が農地を買い戻すとの「買い戻し特約」があり、国の営農計画に従う義務を負わされていたのである。

八郎潟干拓地の土壌は、排水の悪い重粘土質土壌の軟弱地盤であり、大型機械作業にも畑作にも不向きな土壌であった。そこに導入された畑作物は、面積規模を考えれば、大豆・麦等の土地利用型作物であり、大豆等の単

位面積当たりの収益性は米に比べ著しく劣るものであった。しかも、干拓地の農地は、地目が田であり、税制上も田として取り扱われ、国に田としての土地償還金を支払いながらも、大豆等の畑作であっても転作奨励金の対象外とされた。

国は、七八年度から一〇年計画の水田利用再編対策(第二次減反)を打ちだし、米生産調整を強化した。八郎潟干拓地の入植者にとって、「当分の間」の田畑複合経営が「相当長期にわたるもの」と宣告されたのと同じであった。入植者は一斉に反発し、稲作上限面積を超えて稲を作付ける入植者が続出した。これに対して、国は、「青刈り」による是正指導で対抗した。

大潟村の国に対する要望は、「一五ha全面水田扱い・県内一般農家並みの転作率」であった。一方で、排水対策など畑作に対する各種補助事業を導入しながら、村による要請活動が繰り返し行われた。国は、稲作上限面積を七六年度八・六ha(七八年度から八・六haに対して転作目標面積を配分)、八五年度一〇ha、八七年度一二・五haと段階的に引き上げたが、稲作上限面積に対して転作目標面積を配分しつづけた。村の要望「一五ha全面水田扱い」が実現したのは、九〇年三月であった。この間に、稲作上限面積を守らず国から農地買い戻し措置を受けた農家が出現したことを契機に、稲作上限面積を守ら

ない農家が約半数にまで増え続けた。国はその後、農地買い戻し措置をとらず、転作非協力農家・新規自己開田農家として扱っていった。八五年には不正規流通米検問などが起こり、入植農家はいわゆる遵守派と転作非協力派(不正規流通米派)と半々に割れて、農家間に深い溝を残し、農政不信も高まっていった。

遵守派(転作協力農家)は、農協系統への米出荷・販売を(株)大潟村カントリエレベーター公社により確保できた。しかし、転作非協力派の農家は、米を不正規流通米として自ら販売するはかなかった。米流通の規制が緩和していくと、「縁故米」のかたちで消費者(生協等)に販売していくことになる。「米を自由に販売させるべきだ」として、食糧管理制度そのものに反対する運動が起こっていった(注3)。

③ 食糧法から戸別所得補償制度へ

ウルグアイ・ラウンド農業合意によって、国は、米の部分的な市場開放(ミニマムアクセス米輸入)を受け入れた。これを契機に、食糧管理法を廃止し、九五年から食糧法が施行された。食糧法は、国の役割を備蓄と貿易に限定して、米の流通は民間流通を基本とすることになった。食管法の下での不正規流通米は、食糧法の下では計画外の流通米として認知された。

その後、二〇〇四年度からの米政策改革、二〇〇七年

度からの水田・畑作経営所得安定対策と、米政策が変転していった。さらに民主党政権が誕生し、二〇一〇年度から農業者戸別所得補償制度が開始された。

戸別所得補償制度による米の所得補償（固定支払い単価一〇a当たり一・五万円）は、米生産調整への協力が要件であった。そのため、大潟村の農家は、加工用米への「転作」による米生産調整への参加を選択した。加工用米の作付けによって水田活用の所得補償の交付金（一〇a二万円）を受けながら、一方で米の所得補償交付金を受けていくとの選択であった。大潟村の加工用米は八割九割がもち米であった。大潟村は、全国四位のもち米産地となり、あられ等の米菓の原料需要に対応することになった（注4）。

自民党が一二年末の総選挙で政権復帰し、米の所得補償は経営所得安定対策の米の直接支払いとしてそのまま引き継がれ、その後、交付金単価が半減された。

一八年産米からは、国による都道府県別の米生産目標数量の配分が廃止され、米の直接支払い交付金も廃止された。

④ 小結

八郎潟干拓地への入植・営農開始は、米生産調整の開始・強化と重なり、大潟村の農家は、米政策に翻弄されつづけてきた。転作非協力農家が約半数にまで増え、非

協力農家は自ら米を販売することを余儀なくされ、米販売会社・組織をつくりだしていった。大潟村には、三〇余りの米販売会社・組織があるといわれている。

戸別所得補償制度の時期から、加工用米（もち米）で米生産調整に参加する農家が増えた。しかし、一八年産米から米生産目標数量の都道府県別配分が廃止され、米の直接支払いも廃止された。その中で、大潟村の米販売会社・組織、それを構成する水稲単作の大型機械化経営は、どのように対応しているのか。本稿では、その対応の一端をみていく。

2、(株)大潟村カントリーエレベーター公社の

場合

(1) 設立の経緯

カントリーエレベーター一号基が一九六八年九月に完成し、一次入植者の収穫物の搬入がはじまった。翌六九年二月に八郎潟新農村建設事業団と秋田県経済連との間で、一号基譲渡契約が結ばれた。七〇年三月に二号基が完成し、これらを運営するために、(株)八郎潟カントリーエレベーター公社が設立された。大潟村農協はまだ設立されておらず（大潟村農協の設立は七〇年九月）、公社はカントリーエレベーターの運営とともに、米の販売事業も担うことになった。（大潟村農協は、現在も米の販

売事業を行っていない)
その後、三・四号基(七〇年九月)、五・六号基(七一年一〇月)、七号基(七六年三月)、八号基(七七年五月)、小麥専用サイロの八号基(八一年九月)、農産物調製施設(八四年九月)が稼働をはじめた。そうした中で、公社は「株式会社大潟村カントリーエレベーター公社」(大潟村CE公社)と社名変更して、カントリーエレベーターの運営とともに

表2 (株)大潟村カントリーエレベーター公社の概要

名称	株式会社大潟村カントリーエレベーター公社	
所在地	大潟村南1丁目	
創業	1970年3月	
資本金	3億4180.5万円	
株主	個人株主(270名) 大潟村/大潟村農協/全国農協連合会	
従業員	55名	
業務内容	米・麦類・大豆等乾燥調製貯蔵施設の設置・運営 第一種出荷取扱業者 有機農産物小分け業者	
設備概要	カントリーエレベーター (乾籾)5,000ト 7基 35,000ト (玄麦)6,000ト 1基 6,000ト ドライスター (乾籾)1,200ト 1基 1,200ト 大豆調製施設 一式 1,200ト 準低温倉庫 5棟 床面積5,138㎡ 精米工場(無洗米製造) 1棟 1,311㎡ 保管庫 1棟 米製粉工場 1棟 床面積 678㎡ 管理棟、有機ペレット製造施設、自主検定施設、 農産物調製施設等 大豆色選別機、減圧遠赤外線乾燥機、総合保管庫(ペレット保管庫)	

資料：(株)大潟村カントリーエレベーター公社資料等により作成

に、米・大豆等の販売事業を行っている。

(2) 大潟村CE公社の事業展開

大潟村CE公社は、利用農家が二七〇戸(現在の村内農家数の五七%)であり、額面価格一株二五万円の株をそれぞれ三株ずつ保有している。

CEの利用農家は、米生産調整に参加してきた「遵守派」である。そのため、主食用米だけでなく、加工用米・大豆・麦類などの販売事業を担っている。

大潟村CE公社の処理能力は、米など四・六万トンの、稼働率は七割ほどである。CE公社は、農家から委託された米等の販売を受託し、大潟村全体の米販売量の約三割をカバーしている。CE公社は、二〇〇社以上の米流通業者と取り引きしており、全農経由の米出荷は四割程度にとどまっている。

CE公社利用のメリットは、利用農家が利用料金を支払うだけで、販売リスクを負わないこと。利用高に応じて配当を農家に還元し、県全体で決める米の仮渡金にCE公社が独自に加算して、農家手取り米価はあきたこまち六〇kg当たり一万八〇〇〇円ほどになっている。

主食用米、特に業務用米は不足している状況があり、現在、販売には苦勞していない。加工用米は、販売先として数社が決まっているだけで、残りは独自販売である。

CE公社のモットーは、「米の生産から製造・販売まで、すべての作業を大潟村で」。主食用米や加工用米は、注文を受けてから出荷分だけ籾摺り・精米する独自の「今摺りシステム」を確立している。サイロの中で生きた状態で籾貯蔵・低温保管しておき、出荷分だけを籾摺り・精米する。主食用米の約六割、加工用米でも約四割が白米での販売になっている。米粉も、大潟村産米を一〇〇％使用し、相対流粉砕機を利用して、低回転で微粉末に仕上げている。

入植農家には、一戸当たり一〇a(五〇m×二〇m)の育苗ハウスが配分されている。育苗ハウスの八〇九割がCE協に集約化・団地化されており、育苗後に野菜等を栽培している。

CE公社としても、自然と共生する環境保全型農業、減農薬・減化学肥料栽培(減・減栽培)を推進している。

公社・利用農家・各種機関が連携して、生産技術開発と栽培技術指導を実施している。また、籾殻・米ぬか・大豆くず等の副産物に発酵菌を加えて、有機質資材(有機ペレット)を製造している。

環境保全型農業の取組みでは、「ソーラーライス減・減米生産組織」(栽培面積三五〇ha)、大潟村自然農法研究会(有機圃場約二〇〇ha)といった生産組織化が進んでいる。育苗ハウス利用の野菜生産では「カントリー宅

配野菜クラブ」が組織化された。四〇歳以下の農業後継者グループとして「カントリー青年農業者クラブ」も組織化されている。

(3) 現在かかえる課題

水稲単作型の大型機械化大規模経営である大潟村CE公社の利用農家は、二〇一八年産米等への対応として、加工用米を減らし、大豆・麦の作付けも若干減らす一方で、主食用米の作付けを増やした。

大潟村CE公社の小玉公彦社長、小林孝彦専務取締役、小野厚平取締役の話す現在かかえる課題は、次のようなものである。

第一に、米需要が減少しているといいながら、業務用米が不足していると、政策自体を変更していくことへの農政不信に対する対応である。

政府は、ヨーロッパ型からアメリカ型の農政に転換しようとして、大規模経営だけを追求していると思えてならない。収入保険制度も右肩下がりの価格下落には十分に対応できない。米など農畜産品の輸出振興策も期待を十分にもてるとは思えない。人材をつくっていくことを、優先的な課題にしなければならない。国の補助事業を利用して、大型の機械施設を導入して大規模経営が作りだされたのであるが、簿価による圧縮記帳では更新が困難になるという問題が残る。

第二は、米問題への対応である。二〇一八年産米では加工用米減・主食用米増となったが、何を作ろうか、あきたこまち以上のものはない。微妙なバランスの下に成り立っている。

米の大規模産地には、商社系企業が「囲い込み」に入ろうとしている。しかし、商社系企業に囲い込まれることは、CE公社としては営業方針として持ち合わせていない。相手方に価格を牛耳られることは苦しいことであり、乗れる方針ではない。

すでに二〇一九年産米の種子が手当てされた。しかし、二〇一九/二〇年度の米の需給状況・販売状況の情報は不明のままである。みえない中でどうするのか。農家も、地方の行政もわからない。情報は送るが、責任は農家。最終の選択は農家とされつづけるのは、どうも納得できない。——というのがCE公社の主張である。

3、(株)農友(秋田農友会)の場合

(1) 設立の経緯

秋田農友会の農家組織が設立した(株)農友は、あきたこまちの宅配の会社として、八九年にスタートした。自分たちの作る米を有利に販売するため、縁故米の仕組みを利用しようというものであった。

(株)農友の大川和仁専務取締役は、経営規模三四ha。村

上満専務取締役は、経営規模二四ha。いずれも大潟村(八郎潟干拓地)以外の農地の取得も含めて、規模拡大してきた結果である。

米の流通規制が緩和していく中で、自分たちの作る米は、自分たちが価格をつけて、自分たちで売ろう、という米の販売会社として設立された。

(2) (株)農友の事業展開

(株)農友の米の販売は、総計で現在、五万俵(三〇〇〇トン)。宅配が二割、業務用(飲食店、病院、ホテル、スーパー等)が八割ほどである。

二〇〇五〜〇六年ころは、一〇万俵(六〇〇〇トン)ほどを売り上げていた。構成員農家からは、集荷率九〇%ほどであきたこまちを集荷し、不足分は近隣の町村から集荷していた。

全体の米販売量を減らしたのは、生産者の直売という性格を前面にだした販売戦略に切り替えたためである。

五万俵のうち、特別栽培米が二万三〇〇〇俵。特栽米のうち、食味が平均より三ポイント以上上まわるもの(七五ポイント以上の米)は特選米として販売している。特栽米以外は農友米として、県産米(あきたこまち)と国産米(あきたこまち十県外産の他品種)に分けている。業務用米の八割程度が農友米である。

農協の種子注文が締め切られる前年八月下旬までに作

表3 (株)農友(秋田農友会)の概要

名称	株式会社 農友(秋田農友会)
所在地	大潟村東5丁目
創業	1989年3月
資本金	8,970万円
株主	個人30名
業務内容	米穀の集荷・精米・とう精、産直・宅配等販売
設備概要	社屋工場・ロボットライン 精米機(75ps、90ps) とう精設備 無洗米設備 選別機械、金属検出機 マジックソーター(ガラス選別機) 4基 鉄骨倉庫

資料：秋田農友会資料、および聞き取りにより作成

付面積を決め、構成員農家の出荷数量を作物面積を基にして決めていく。生産者米価は、農協の仮渡し金が決まったときに、農友会の加算(六〇kg当たり一〇〇〇〜二〇〇〇円)をして、決めていく。集荷した米代金は、一か月ごとに支払い、差額等

がでた場合は一二月で清算している。玄米で集荷し、予定以上に集荷できた場合は、余った分を卸業者に販売する。また、不足分を卸業者から仕入れる場合もある。

宅配も業務用米の直売も今摺り米として販売する。精米施設等の機械施設は、商工中金リースからのリース形式での導入が多い。

戸別所得補償制度の下では、加工用米(もち米またはあきたこまち)への「転作」で対応していった。

(3) (株)農友の二〇一八年産米での対応

一八年産米から生産目標数量の配分が廃止された。農友会の構成員農家の対応は、多様である。一八年度以降も転作率四六%がかかっているので、加工用米(もち米またはあきたこまち)で対応する農家もある。主食用米は、一八年からあきたこまち一〇〇%にしている。また、業務用米として多収品種を導入した構成員農家もある。大川専務、村上専務とも、あきたこまちを一〇〇%作付けて、(株)農友の販売では秋田県産で他の品種を手当てる計画である。

秋田県全体では、主食用米が三万トン多いとして、生産調整の圧力が強まっている、しかし、(株)農友に出荷する農家は、七割程度が生産調整に協力するだけで、それも加工用米での対応である。

4、まとめにかえて

大潟村では、戸別所得補償制度の米の所得補償（直接支払い）が開始されたことを契機に、加工用米（もち米）への「転作」で生産調整に参加する農家が増えた。そのことは、大潟村を全国四位のもち米産地とさせていった。二〇一八年産米からの生産目標数量の廃止、米の直接支払いの廃止は、加工用米から主食用米への再転換を生じさせている。しかし、大潟村は、あらゆる米菓の原料として加工用もち米需要を高めてきた結果、一定面積の加工用米（もち米）作付けをつづけていくことが予想される。

国営八郎潟干拓事業で生まれた水稲単作の大型機械化大規模経営は、強力な稲作制限によって「田畑複合経営」を強いられたが、結局は、水稲単作の大型機械化大規模経営として、近隣の町村からの農地取得をつうじて、さらなる規模拡大の道を歩んでいる。そこには、国と特殊個別性をもつ地域との政策の妥当性や、大規模経営の大潟村と中小規模が主流の周辺地域との関係性など、検討すべき課題は多い。

注

(1) 大潟村入植農家の米生産調整への対応の経緯について、大

潟村『大潟村農業の紹介』二〇一八年版、を主に参考にした。
八郎潟干拓地への入植者の「営農計画」は、入植者六戸・

(2) 三〇ha規模の大型機械化協業などが議論された。その議論の内容については、加用信文『日本農法論』(御茶の水書房、一九七二年) V章。

(3) 国営干拓事業をめぐる米生産調整反対運動の事例では、秋田県の八郎潟干拓と並んで、新潟県豊栄市(当時)の福島潟干拓地の運動がある。八郎潟干拓地は重粘土土壌で排水条件が不良、福島潟干拓地は遊水地として位置づけられ「溢流堤」が設けられていた等、稲作以外の営農条件が不良といった共通点がある。ただし、福島潟干拓地の生産調整反対闘争は、国労など労働者・市民の隊列に守られながら労働提携の下で、干拓地での田植えや稲刈りを強行する等、耕作権のひとつである「作付権」をめぐる闘争が展開された(詳しくは、五味健吉「農民と地域政策―新潟県福島潟国営干拓問題―」季刊地域三号、一九八〇年)。八郎潟干拓問題では、国の稲作上限面積という強力な作付け制限の下で、「米を自由に売る権利」の問題が前面にでて、「作付権」をめぐる議論は後景に退きがちであった。

(4) 大潟村で、戸別所得補償制度・米の所得補償の導入を契機に、加工用米(もち米)作付けが増加したこと等については、長濱健一郎「秋田県大潟村における戸別所得補償制度導入の意義と課題」、国立国会図書館調査及び立法考査局『フェレンス』二〇一一年一〇月。

(株)大潟村あきたこまち生産者協会の販売戦略 — グルテン・フリーの米粉製品の開発・販売・普及へ

東洋大学名誉教授・国際農政研究所代表 服部 信司

1、(株)大潟村あきたこまち生産者協会

(株)大潟村あきたこまち生産者協会(社長涌井徹氏、写真1)の会員数は八〇名。その経営面積は一五〇〇ha、一会員平均一・八・七五ha、年間の米取扱量一万吨、販売額三一億円。従業員数は一三〇人である。社長の涌井氏の米作付面積は五五ha、一会員平均の三倍にあたる。われわれは、生産者協会の本社(写真2)を訪れ、そこで、涌井社長と宇佐美千代子常務からお話を伺った。以下は、そこでのお話といただいた資料(J・DMA NEWS、二〇一七、May/June、「信念を貫くために」(株)大潟村あきたこまち生産者協会、代表取締役 社長 涌井徹氏 インタビュー)に基づいている。

2、大潟村入植から今日まで…涌井氏の歩み

(1) 四八年前(一九七〇年)に二一歳で入植した涌井氏は、今から四八年前(一九七〇年)に二一歳で大潟村に入植し、一戸当たり一五haの配分を受けた。そのうち、半分の七・五haは、畑として配分された。しかし、畑には、転作奨励金が交付されていなかった。畑には、土地購入のための借入金返済が返済できなかった。畑地にも、米を栽培し、自分自身で販売することにした。だが、それは、当時、ヤミ米といわれ、国の政策に逆らうことになったわけである。

これに対し、国は大潟村からの出口に検問所を設置(一九八五)。涌井氏は検察庁の取り調べを受けるが、不起

写真1 (株)大潟村あきた
こまち生産者協会
涌井徹代表取締役社長



写真2 (株)大潟村あきたこまち生産者協会の本社



訴訟分になる。

(2) 一九八七年、あきたこまち生産者協会を創設

こうしたなかで、涌井氏は、一九八七年、(株)大潟村あきたこまち生産者協会を設立する。

一九九五年、新食糧法が成立し、米の流通を厳しく規制していた旧食管法が廃止された。涌井氏のやり方が合法になる事態となったのである。

(3) 二〇一一年、米粉専用の製粉工場を設立

二〇〇七年、政府は、「米粉用の米を作った田は減反面積とみなす」とした。

これも一種の規制緩和である。これに基づき、二〇一一年に米粉専用の製粉工場を造り、米粉食品の開発と普及への活動が始まった。

(4) 二〇一五年、米粉をグルテン・フリー食品として加工・販売に着手

1) グルテン障害

グルテンは小麦の胚芽から生成される蛋白質の一種。小麦の増産のため一九六〇年代初めに品種改良を行った折、多収性で背を低く倒伏しにくくすることに加え、小麦の胚乳から生成されるグルテンも多くなるように改良されたとされる。

だが、その後このグルテンが原因ではないかと疑われるアレルギー症状Ⅱグルテン障害が徐々に増え始めた。

2) 「米粉」Ⅱ「グルテン・フリー」に着目

小麦はグルテンを多く含むのに対し、米Ⅱ米粉はグルテンを含まない。グルテン・フリーである。

涌井氏がこのことに気づいたのは、二〇一五年の末であったという。

「二〇一五年の末、仙台駅の飲食店エリアで食事をした時にたまたま『グルテン・フリー』という言葉が耳に入りました。テニスのノバク・ジョコビッチ選手が世界の名だたる大会で優勝できているのは、小麦に含まれるグルテンを避ける食事に変えたからだというような会話を聞いているうちに、『うちの米めんもグルテン・フリーだよな』と閃いた。

これは、大きなチャンスなのではないか。そう考えた私は正月早々、当社の資料やリーフレットの『米粉』という言葉をもとに、『グルテン・フリー』に変えるように指示を出した。

これが、涌井氏によるグルテン・フリーの米粉製品の始まりになったのである。

(5) 農林水産省…「ノン・グルテン」の表示許可とタ イミングが合う

その少し前、農林水産省は、グルテンを含まない米粉製品に対して、「ノン・グルテン」という表示を許可する認証制度を始めると発表していたわけであるが、涌井氏に言わせると涌井氏と農林水産省の「波長が、ここに来てぴったりと合ってきた」。喜ばしいことであった。

(6) 三〇種類以上のグルテン・フリー食品、四〇〇〇 店舗で販売

涌井氏の下、商品開発に取り組んだ結果、三〇種類以上のグルテン・フリー食品が作られ、二〇一六年末でセブンイレブンやイオンなどの四〇〇〇店舗以上で販売されるに至ったという。

3、米粉製品を機能性食品として輸出

(1) グルテン・フリーで初めて米が小麦に優位に立つ
涌井氏は言う「小麦は、そのままではおいしく食べられなかった。粉に挽いて練って焼くという様々な食べ方が工夫された。しかし、米はそのまま食べてもおいしいから食べ方を工夫する必要はなかった。お米の最大の利点であるご飯をおいしく食べられることが最大の欠点になり、様々な食品を開発する必要に迫られること

がなかったことで、コメの消費拡大ができなかった。それが、グルテン・フリーに出会ったことで、初めてグルテン・フリーの米がグルテン障害を孕む小麦に対して優位になる価値があることを発見した」と。

(2) グルテン・フリーの機能性Ⅱ普遍性を輸出

涌井氏は「グルテン・フリー食品の普及は、グルテン障害が社会問題化している世界の国々のグルテン障害の改善に貢献できる、一〇〇年に一度のチャンスである」と認識しているという。そのための、米粉製品Ⅱグルテン・フリー食品の輸出である。

農産物輸出の拡大を叫んでも、これまでのように、ただ日本の米をそのまま輸出するというのでは、海外の日本食店への輸出にとどまり、たかが知れている。だが、米Ⅰ米粉のグルテン・フリーの特性に着目したグルテン・フリー食品としての輸出ならば、そこには、日本の米の特殊性を超えた普遍性を輸出するという意義がある。

グルテン・フリーに着目した米Ⅰ米粉の輸出は、米輸出を新たな次元に押し上げていく可能性があるといえよう。

5、玉ねぎにも注目

涌井氏は、玉ねぎ生産にも注目している。玉ねぎ生産

は、機械化でき、コメと競合しないからである。

6、今回の生産調整の廃止と涌井氏

生産調整の廃止によって、「自由にコメ生産をする。そのスタートに立つ」ということになる。

涌井氏にしてみれば、三〇年前からやっていることが、ようやく追認されたということではあるまいか。

(株)大潟村あきたこまち生産者協会

代表取締役社長	涌井 徹氏
資本金	9800万円
会員数	80人
米：経営面積	1500ha (すべて契約栽培)
米：扱い量	1万トン
販売額	31億円。 5年後50億円を目指す
販売先	個人、飲食店。
従業員	130人
*涌井氏の米作付面積	55ha

涌井 徹氏 プロフィール

1948年	新潟県十日町市生まれ
1970年	大潟村に入植
1987年	大潟村あきたこまち生産者協会を創設。 代表取締役社長に
2015年	米粉によるグルテン・フリー食品の開発・販売に着手

株式会社大瀧村同友会の歴史と生産・販売状況

早稲田大学名誉教授 堀口健治

1) 同友会の歴史

生産調整政策の導入に反発して稲作を継続した農家は必然的にコメを自ら販売することになる。

そのため組織的には、涌井氏がリーダーである大瀧村あきたこまち生産者協会が一九八七（昭和六二）年に、翌年に本稿で述べる同友会が、そして次の年に秋田農友会が立ち上がることになる。いずれも米を消費者やユーザーに直接販売することを目的とする組織である。

同友会は下記の沿革史にあるように、当初は「大瀧村あきたこまち生産者同友会」（二四戸で資本金二一〇〇万円・一戸平均八七・五万円）として創設され、その年から全国の消費者に宅配を始めたのである。設立時に精米機を同友会として購入し、所属農家は籾で貯蔵、その

後、玄米にして同友会に引き渡し、同友会が「今摺り米」にして全国に送るのが主たるビジネスである。

この間、組織を、当初の「大瀧村あきたこまち生産者同友会」（当初二四戸で創設・その後一戸の出資者が亡くなられたので二三戸で活動）から、九二年に「有限会社大瀧村同友会」（三三戸・資本金九六〇〇万円なので一戸平均四一七万円強）に、さらに二〇〇四年に「株式会社大瀧村同友会」に変えて来ている。当初の二四戸から一戸の出資者が亡くなって二三戸になって以降、基本的には所属する生産者の数には変化がなく、また基本的なビジネスも従来の仕組みを変えてはいない。

会社沿革

一九八八年 「大瀧村あきたこまち生産者同友会」（資

本金二、一〇〇万円）設立

同年産米より、全国の消費者へ宅配を開始

一九九一年 精米自動化ラインを整備

一九九二年一〇月 法人化し、「有限会社大潟村同友会」

（資本金九六〇〇万円）設立

一九九六年二月 一合パック（一五〇g）計量包装機導入

一九九七年一〇月 特別栽培米あきたこまちを「八郎こまち」ブランドで販売開始

一九九八年一〇月 「ねばりまさり」販売開始

二〇〇〇年二月 無洗米設備導入

（サタケスーパーフライスSJR2A）

二〇〇〇年三月 「無洗米八郎こまち」「無洗米ねばり

まさり」販売開始

二〇〇一年四月 秋田県特別栽培農産物認証制度「減農

薬・減化学肥料栽培米」の認定を受ける

二〇〇四年一月 ガラス選別機KGNW2（1F1G）

導入

二〇〇四年二月 株式会社大潟村同友会に組織変更

二〇〇五年八月 無洗米設備導入 毎時2t処理能力

（SJR2A）二号機

二〇〇七年一〇月 「復刻こまち」販売開始

2) 白米主から無洗米主へ

二三戸の出資者は同時に生産者であり、生産者が作り上げた株式会社なのである。現時点では最大規模の農家は三〇ha、最少は一五ha、平均が二〇haという経営規模であり、後継者を持つ第二世代が主の家族経営が基本である。そして各自が乾燥・調製施設を保有し、貯蔵も自ら行う。同友会は精米の直接販売に力を入れ、そのための施設が主であり、無洗米の設備を導入し処理能力を高めているのが沿革史を見ることがわかるであろう。

なお出資した生産者は販売用の米を全量出荷する義務を負っており、毎年度、出荷量を同友会と契約することになる。なお村外の生産者からも買い付けている。これに対して同友会の生産者には、一種の共同販売に似ているが、受け取った米の支払いは月日をかけ販売が終わるまで続く。結果として、収穫時期にまとめて買い取った村外の生産者からの買取り価格を上回ることになる。これで、出資への配当を払わない同友会としての出資者である生産者への応え方になっているようである。

現在の売上高は一三億円、そのうち無洗米が五割、白米四割、玄米一割となっている。販売の米の種類は、復刻こまち（あきたこまち）、ねばりまさり（スノーパール）、こまちのゆめ（ミルキープリンセス）、の三種類に

限定している。特に「復刻あきたこまち」の販売に力を入れており、三〇年前のあきたこまちは原種を取り寄せ栽培しているこの品種は、あきたこまち本来の味があることを強調している。

ただ販売価格は、五キロ税込み二五〇六円に統一しており、三種の米に価格差は無い。なお品種を選んだ後、購入者は白米、無洗米、胚芽米、玄米、分つき米、を指定することになるが、胚芽米は二五〇六円から三二四円引き、玄米は二二円引きのみで、他の米は二五〇六円の同一価格である。なお復刻あきたこまちをサイズ別にみると、五キロ二五〇六円だが、一キロ五〇一元、二キロ一〇〇二元のサイズもあることが分かるものの、キロ単価は同一である。ただ無洗米こぶくろパック一〇キロは五〇二元と一〇円高くしている。このように全体としては、非常にシンプルな価格設定にしている印象である。

他の組織をみると、あきたこまち生産者協会の無洗米および「研ぐ米」は五キロ税込み二八〇八円であり、農友会は特別栽培米の普通米・無洗米・玄米の価格が五キロ二六一九円（なお「農友米」は二三七六円）となっており（二〇一八年九月末のそれぞれのサイトによる）、同友会の販売価格に競争力を持つようにしている。秋田県特別栽培米の認定を受け、農薬の使用回数と化学肥料

を秋田県の基準の半分以下に減らし、安全でおいしい米作りにこだわっていることを強調している。

3) 関東を主にした客層に応える米の集荷

年間七万二千俵から七万三千俵を販売しているが、この内、昨年度は四万四千俵が同友会の生産者から、残りの三万一千俵を村外の生産者から買い付けている。同友会の二三戸の生産者は平均経営規模が二〇ha、単収を一〇aあたり一〇俵と仮定すると最大四万六千俵だから、需要に応えるだけの供給量は無い。全量を主食用米生産に同友会の生産者は集中し、また同友会は加工用米を扱わないが、それでも不足するのである。ために村外から買い付けねばならない。

客層の三割が個人客だが七割が業務層であり、大半を占める関東の客層は安定している。

この需要に対して同友会のみで供給することはもともと無理だとしている。同友会の生産者がさらに稲作規模を拡大する方向は選択肢として考えられるが、代表の渡辺正行氏は、現在、所有地一八haの水田に加え七・五haの借地があり、計二五・五haの経営だが、この借入地は年間代代が三・五万円と周辺の農村と比べて極めて高い。貸出希望が出た場合、大潟村の場合は拡大志向の強い農家が多いため、競争が激しい。売買の場合も一〇a

当たり一二〇万円であり、周辺農村の五〇〜六〇万円の二倍強になっていく。村内は難しいが、隣接村に出ることが考えられ、話しでは一〇a三〇万円の声も聞こえていくという。

大潟村の農家は多くが後継者を持っているので規模拡大意欲は強い。今の規模であれば家族労働力二人でまかなうことが考えられるので、今後の規模拡大の方向をどう考えるか、同友会に所属する生産者にとっても共通の課題となっている。

(株)みらい共創ファーム秋田の取り組みと実績

早稲田大学名誉教授 堀口健治

1、みらい共創ファーム秋田の設立趣旨と出資者

二〇一六年八月二日に設立された同ファームは、本社を最大の出資者である(株)大潟村あきたこまち生産者協会の事務所に置く農業法人である。

出資者のひとりである三井住友銀行は設立日に、地域の有力農業法人やNECグループなどと共同でコメ生産を手がける新会社「みらい共創ファーム秋田」を設立したと発表した。これを受けて、異業種や地方銀行も参加する新しい農業法人としてメディアで広く紹介されたので、多くの関心を得ることになった。

同ファームの狙いは、「高齢化で農作業が難しくなった農家から作業を請け負ったり、農家から土地を借りたりしてコメをつくる。大規模営農化に伴うコスト削減、海外を含む新たな販路開拓等を通じた効率的で収益性の高い農業経営モデルの構築を目指し、農業の成長産業化

や地方創生の実現といった我が国の課題解決に貢献していく」となっている。既存の農家や農業法人ではなかなか進まない大規模営農化・収益性の高い農業経営モデルを、新たな農業法人で創りあげるとしているのである。しかもここに、既存の農業法人に加え、ITに強い企業や多くの取引先を持つ銀行に参加を求め、スマート農業の技術を実際に適用(コスト削減)し新たな販売先(出口)戦略を開拓する力を得るとしている。

新法人の概要は以下のように、二〇一六年四月施行の農地法改正を受けた農地所有適格法人である。

三井住友銀行は秋田銀行と同じく銀行法により5%しか出資できないが、事業全体に積極的に関わるとしている。そして同ファームは人手が足りない農家から初年度は刈り取りや精米を請け負い、次年度からは田んぼを借りて本格的な米の生産に乗り出した。さらに秋田での事業が軌道に乗れば、米づくりが盛んな他県にも

(株)みらい共創ファーム秋田の取り組みと実績

社名	(株) みらい共創ファーム秋田	
所在地	秋田県大潟村	
出資金	165 百万円	
議決権	大潟村あきたこまち生産者協会	50.1%
	NEC キャピタルソリューション	30.0%
	秋田銀行	5.0%
	三井住友ファイナンス&リース	9.9%
	三井住友銀行	5.0%
	合計	100.0%
事業内容	農産物の生産および農作業の受託業務 農産物の販売業務 その他これに付随する業務	

新たなモデルとして広げていきたいとしていて、三井住友銀行は農業を「成長分野」と位置づけ、自ら農業に参入し、銀行として貸し出しの増加などにつなげることを期待しているとのことである。

なお同ファームの代表者は最大の出資者であるあきたこまち生産者協会の代表である涌井徹氏が勤めているが、NECキャピタルソリューションもこのプロジェクトに主体的に関与し出向者を複数派遣している。また銀行も直接に経営と作業に関わるスタッフを出している。そして稲作ではヤンマーが技術的にサポートし、二〇一八年では密苗の育苗と田植えを一四ha実施し、また防除用ラジコンボートを用いた除草剤散布を行っている。このことで、管理方法は従来とほぼ同様にもかかわらず、育苗箱数を三分の一、育苗資材費を二分の一、播種・苗運搬時間を三分の一に減らしたとしている。またベジタリア株式会社は水田センサーを村内五〇か所に設置し、多収米栽培技術のデータ取りも行っている。またトヨタ自動車とは農業ICT（豊作計画）を活用しての営農データ見える化の実践（データ管理）や働きやすさの追求（現場カイゼン活動）、従業員間のコミュニケーションの増加（小集団活動）という活動で協力し合うという。こうした活動を展開している中で追加資本を必要とし、現時点の同ファームの出資額は二億円の水準になっ

ている。

2、成立後の経過―タマネギへの急展開

だが現実には稲作への参入・拡大よりも畑作物への展開を模索することになる。平均一八haという規模の大きい稲作農家が大潟村では一般的なもので、これらの農家から新たに水田を調達し稲作に参入して規模を増やすことは村内では困難である。

もっとも同ファームはさいわいに大潟村内で水田を一五ha借りることが出来た。跡継ぎがない一戸からの水田の借用で、二〇一八年に稲作を一五ha生産できたのである。二〇一九年はさらに一五haを手当てして、三〇haの稲作を予定している。だが、さらなる水田の取得はなかなか難しい。水田の出し手は少なく、また地代も売買取引価格もいずれも周辺地域と比べ村内はきわめて高く、収益性のある稲作規模拡大は困難である。

そのため、むしろ周辺の村で耕作放棄地を主に農地の手当てを考えるようになってきた。それもタマネギ用の畑地である。というのは、面積当たり収益力の点で稲作を超えるものとしていくつかの作目を検討して最終的にはタマネギに絞り、その実証研究にファームの力を移行させることにしたからである。タマネギは機械化がかなり先行している作目であり、また大潟村の周辺でそのた

めの農地を確保できそうだった。実際にいくつかの畑を周辺地域で確保している。

一つは隣接の三種町八竜地区に分散しているが、三〇圃場の計九haである。三〇〇haの砂地で小面積の圃場が点在しておりメロン栽培が盛んだった地区である。が、今はかなり放棄地が増えていたので、これを借り入れることにした。ただ土地改良区から課せられている賦課金の滞納がある農地がかなりあるので、この滞納分を払った人の農地から借り入れ、地代として賦課金に相当する額の一〇a当たり九五〇〇円をファームが払うことにしたのである。ただ、風が強い地域なので、雪の少ない冬では苗が飛んでしまい、収量が少なかったが、二〇一八年はマルチをかけることでより高い収量を目指している。さらに大根を作付けする農業者との土地利用のローテーションを行い、収量の引き上げを目指している。

二つ目は男鹿市若美地区の一〇圃場・七haである。一〇〇haの黒ぼく土壌でタバコ栽培が盛んである。これを営む地域の農業法人と連携し、タバコの連作障害を防ぐため、タバコの収穫後にタマネギを期間借地的に入れる方式を採用した。ただこの土壌はタバコには向いているがタマネギには適していず、単収は低いようである。

三つめは大潟村方上地区の二圃場・二〇haである。この地域は干拓地であったが減反政策の開始で農家に配分

されず、五〇年以上も未作付のままの農地であった。秋田県農業公社が所有し農地の売却を目指すも買い手がつかなかったのが放棄され、高く茂ったヨシや大きく成長した樹木に覆われている農地である。ここを同ファームが使用賃貸借契約で公社から借り受け、開墾し、タマネギを植え付けたのである。最初は三haを開墾し、二〇一八年になって二〇ヘクタール全部を開墾した。圃場一枚がきわめて大きい農地で、ここでまとめて借り受け、機械を効率的に運行させることが出来た。二〇一七年に植え付けたタマネギの単収はまだ低いが土壌改良を加えることで単収を引き上げる見通しも出来たようだ。

全体一〇〇haのこの農地を今後どのように分配するか、貸付けか売却かはこれから検討されるが、開墾してタマネギで成功させた同ファームの経験が多くの人の関心と呼ぶことになるだろう。

四つ目は大潟村からかなり離れた秋田市添川地区でここに五ha確保できた。秋田市の中山間地域で「とも補償」により生産を行って生きた地域だが、生産調整廃止を見据え、ここで借り受けることが出来て五haの権利設定がなされた。

3、最近の状況―農協や地域との連携。プレ―

現在の同ファームの経営は水稲生産とタマネギの生産

および同作物の作業受託になっている。当初うたっていた米からタマネギに主力が移っているのが大きな特徴である。

このタマネギ生産は同ファームだけではなく、地元のプロducerも取り組み始めた。二〇一八年八月六日の日本農業新聞によると、大潟村の農家、櫻庭和博さんはこの年から五〇アールでタマネギ栽培を始めた。村内の自作水田一五haは従来と同じく水稲であり、タマネギはすべて隣接する八郎潟村の借り受け農地でなされている。JA大潟村によると二〇一八年で管内農家のタマネギの栽培面積は二七haあるが、八割の二二haは村外、それもほとんどが遊休農地からの利用だとしている。

こうした状況を踏まえ、JA大潟村はタマネギの産地化を目指し、北海道産や西日本産の端境期になる七、八月の出荷を狙い、二〇二〇年には一〇〇haまで作付面積を拡大させるとしている。稲作の繁忙期とも重ならないようにする。

そして二〇一七年一二月の組合の臨時総会でタマネギ一〇〇ha作付規模に対応する乾燥・調整・貯蔵施設を一八年度に導入することを決議した。整備費は六億四千万円、半額を国からの補助を予定する産地パワーアップ事業で、早期の完成を目指し、植え付け機なども購入して農家に貸し出すとしている。

みらい共創ファーム秋田も農協のこの事業を利用することを予定し、端境期出荷により北海道産のタマネギの単価を上回る価格になることを期待している。

しかし大きな産地の誕生は同時に販売のための「出口」戦略が必要になる。大量のタマネギの販売先の確保である。この点で参考になるのは、長崎県諫早干拓地で展開する大規模タマネギ生産者の「(株)アリアケファーム」の事例である。諫早干拓は一区画六haだが、同社の配分された農地は一か所に固まっており、総面積四九haのうちタマネギは四〇ha(二〇一五年)に植え付けられていた。干拓の土壌を安定化させるには長崎県公社からの借入期間の二期・一〇年を要し、ようやく三期目に入って単収等が高止まりするようになった。そして強調すべきは親会社である(株)アリアケジャパンに収穫したタマネギをドレッシング用原料として全量納めていることである。そのために長期貯蔵できる施設(一五〇〇トン分)を有しており、「出口」戦略が明瞭なのである。

リーダーの涌井氏は二〇一八年一月八日の産経新聞に原稿を寄せ、機械化に向けたタマネギを、委託分も含め、面積を五〇haにして臨むとしている。県公社から借り受けた未作付地二〇haの開墾の取り組みの苦勞を踏まえ、土壌改良を加えることで収量を安定化させることを述べている。

課題は、稲作に代わってタマネギの生産が、周辺地域だけではなく、村内にも水田利用の転換に結び付くかどうかである。当面は周辺地域への農地借入がさらに増えるであろう。だが、涌井氏は、耕作面積の拡大だけではなくに団地的に農地利用ができるか、これが大規模経営にとって大事だと従来から述べている。分散農地はコストを引き上げかねないからである。ということは村内の農地にもタマネギがどう展開できるか、これが大きな課題になる。

さらにタマネギの新しい大規模産地になろうしている大潟村、短い期間に収穫されるこの大量の農産物の販売戦略がもう一つの課題である。同ファームに出資者として参加している銀行、これが有する地域の加工産業との結びつきに涌井氏は期待している。また農協と組んでの流通戦略、ここでの展開も期待されることである。注目すべき動きといえよう。

J A あきた湖東におけるえだまめを通じた生産調整対応

東京大学名誉教授 谷口 信和

1、日本農業における米と野菜の地位の変化

(1) 米・麦・大豆から畜産と野菜へ

日本農業は大きな転換点を迎えている。表1に示したようにその最も基軸的な動向は二〇〇〇～〇五年頃を画期とする米・麦・大豆を中心とした生産構造から、畜産と野菜を中心とした生産構造への転換である。

全国ベースでは一九六〇年に五六・〇%の産出額シェアを誇った米・麦・大豆は二〇〇五年の二五・七%を経て、二〇一六年には一九・〇%にまで低下した。これとは対照的に畜産物は同時期に一八・二%から二九・四%を経て三四・四%へと飛躍的に増加して最大の部門となった。また、野菜も九・一%から二三・九%を経て二七八%に激増して米・麦・大豆を大きく上回る水準に達

した。

秋田県は一九六〇年に米・麦・大豆のシェアが八三・七%にも達する水田農業県であったが、その後は全国と同様に畜産と野菜の激増傾向がみられるものの、米・麦・大豆が二〇一六年でも依然として五五・二%にも達しており、米を中心とする農業生産構造からの脱却は緩慢にしか進んでいないといえる。

こうした中で一九七〇年頃には野菜生産の中心は露地の畑におかれていたが（作付面積ベースで野菜の畑作付割合は八五・六%）、近年では施設園芸とともに水田作Ⅱ水田転作の割合が高まっており（作付面積ベースでは二六・六%に上昇。いずれの数字も施設園芸を除く）、水田転作の有力な対象であるとともに、野菜生産にとっても水田転作の意義を無視できなくなっている。

表1 秋田における水田農業の高い地位

品目	1960年		2005年		2016年		
	全国	秋田	全国	秋田	全国	秋田	
産出額合計	100	100	100	100	100	100	
耕種	計	80.5	92.6	69.8	83.9	65.0	79.1
	米・麦・雑穀・豆	56.0	83.7	25.7	62.5	19.0	55.2
	野菜	9.1	4.9	23.9	13.2	27.8	16.4
	果実	6.0	2.8	8.5	4.1	9.1	4.1
	その他	9.4	1.2	11.7	9.1	9.1	3.4
計	18.2	7.0	29.4	16.0	34.4	20.9	
畜産	肉用牛	2.0	-	5.6	3.1	8.0	3.6
	乳用牛	3.3	-	9.2	1.9	9.5	2.1
	豚	2.9	-	5.9	7.4	6.7	10.6
	鶏	6.3	-	8.1	3.4	9.5	4.4

(出所)「生産農業所得統計」による。

表2 JAあきた湖東におけるえだまめの取り組みの経過

年	事項
1999	「新たな大豆政策大綱」
2000	大豆面積拡大: 集団転作・ブロックローテーション
2003	大豆作付面積850ha
2004	JAが主要青果物としてえだまめ栽培本格スタート
2005	えだまめ共同選別施設整備(1カ所に集約)
2007	予冷庫2台増設、オール秋田協調販売体制、県統一袋使用開始
2010	秋田県目指せ! えだまめ日本一産地事業スタート
2011	秋田県農林水産大賞受賞 産地部門
2012	出荷量200トン突破 えだまめソフトアイスクリームデビュー
2013	えだまめ共同選別施設稼働 平成24年強い農業づくり交付金活用 えだまめアイスデビュー
	全国えだまめサミット現地視察会場受け入れ

(出所) あきた湖東農業協同組合経済部農業振興課課長補佐・小野義孝「産地紹介: 秋田県 JAあきた湖東 秋田県えだまめ 日本一をめざして」『野菜情報』2014年7月号、65ページによる。

(2) JAあきた湖東における先駆的なえだまめの導入

こうした中で、JAあきた湖東は表2のように、一九九九年に国が示した「新たな大豆政策大綱」に基づき、二〇〇〇年以降「豆類」としての水田転作の大豆生産にブロックローテーションで取り組み、二〇〇三年には大豆の作付面積が八五〇haに達した。そして、その延長線上で二〇〇四年には秋田県内でもいち早く「野菜」としてのえだまめをJAの主要青果物として位置づけ、複合作物による農業所得の向上という積年の課題に答えるために本格的な栽培をスタートした。翌年にはえだまめの共同選別施設を一カ所に集約するなど、最も労力が必要とする選別調製作業をJAが担うことで産地化を図るものであった。

そして、二〇〇七年にはオール秋田協調販売体制が確立し、県レベルでの包装袋統一が行われるとともに、二〇一〇年からは「秋田県目指せ！ えだまめ日本一産地事業」が立ち上げられ、県をあげた園芸産地づくり運動（えだまめ、アスパラガス、ねぎ、菌床しいたけ）の牽引車の位置をえだまめが担うことになったのである。

JAあきた湖東は県内でも決して大規模なえだまめ産地ではないが（二〇一八年の作付面積ではJAあきた北二四五・〇ha、JA秋田おぼこ二〇〇・七ha、JA秋田ふるさと一〇〇・〇haに次いで八五・〇haとなっている）、えだまめ生産においては常に先頭を走ってきた「小さくともきらりと光る」産地であるということができ

(3) 秋田県のえだまめ生産の地位

そこで、表3によって秋田県のえだまめ出荷量の推移をみておこう。えだまめの出荷量は結束・枝付き・莢（さや）といった出荷形態のままで計量されるから、実際の豆部分の出荷量を表すわけではない。輸送費が影響するので消費地に近いほど結束や枝付といった出荷形態が可能であり、千葉・群馬・埼玉・神奈川県といった首都圏産地はこうした形態の割合が高いが、秋田県のような「遠隔産地」は莢が中心となり、実際の製品の出荷量は統計の重量よりも相対的に大きいことを考慮する必要がある。

る。

二〇一七年に首位となっている北海道は加工用（冷凍）えだまめ産地であって、生食用の市場流通はほとんどなく、その他の諸県は生食用が中心である。えだまめは関東地方を主力産地とする青豆（白毛豆）、山形県（だだちゃ豆）や新潟県（黒埼茶豆）を主力産地とする茶豆、関西地方を主力産地とする黒豆（丹波黒豆）の三系統に分かれるが、秋田県は青豆系統が中心となっている。

出荷量のベスト三は千葉県・北海道・群馬県ないし山形県が占めており、秋田県は新潟県と第七位を争う位置にある。しかし、表4によって、秋田県が主要出荷先とする京浜市場のうちでも最も重要な東京都中央卸売市場の七〜一〇月出荷量の地域別シェアをみると、二〇一五〜一六年には三〇%を超え、二年連続第一位となったほか、二〇一三年以降常に第二位の位置にあり、二〇一六年以降は群馬県に僅差で肉薄している。秋田県という「目指せ日本一」とは東京市場での首位が目標となっているのである。

2、JAあきた湖東におけるえだまめの取り組み

(1) JAあきた湖東

JAあきた湖東は八郎潟残存湖の東側に面している八郎潟町・五城目町・井川町・潟上市の一市三町を管内と

表3 えだまめの出荷量上位8道県の出荷量の推移

	t							
年産	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
全国	50,800	47,400	50,000	46,100	49,700	49,100	49,700	51,800
北海道	6,050	5,110	4,660	4,690	4,620	5,150	4,830	7,250
秋田	2,420	2,940	3,420	2,470	3,220	3,390	3,250	3,480
山形	4,460	3,540	4,880	3,330	5,050	4,830	4,800	4,720
群馬	4,530	4,420	4,510	4,390	4,430	4,230	5,560	5,670
埼玉	4,720	4,280	4,460	4,220	4,230	4,190	4,270	4,440
千葉	6,410	6,530	6,590	6,180	6,330	6,070	5,660	5,150
神奈川	2,540	2,490	2,390	2,380	2,340	2,240	2,370	2,170
新潟	3,710	2,870	3,410	3,240	3,620	3,380	3,320	3,000

(注) 数字の下の下線は出荷量上位3道県に、網掛けは秋田県よりも出荷量の少ない県につけた。

(出所) 「作物統計調査」による。

表4 えだまめの東京都中央卸売市場シェア上位6県の推移(各年産7～10月)

2013年産		2014年産		2015年産		2016年産		2017年産		2018年産	
県名	シェア	県名	シェア	県名	シェア	県名	シェア	県名	シェア	県名	シェア
群馬	38.3	群馬	32.2	秋田	31.5	秋田	30.2	群馬	30.7	群馬	30.8
秋田	19.5	秋田	26.2	群馬	27.8	群馬	29.6	秋田	28.7	秋田	28.2
千葉	9.7	山形	14.5	山形	15.6	山形	14.0	山形	12.8	山形	11.7
山形	9.0	千葉	7.2	新潟	6.6	新潟	7.2	新潟	6.4	新潟	9.9
埼玉	7.5	新潟	6.4	千葉	5.4	千葉	5.7	埼玉	6.4	埼玉	6.9
新潟	6.1	埼玉	4.8	埼玉	4.1	埼玉	5.0	千葉	6.0	千葉	4.9
6県計	90.1	6県計	91.3	6県計	91.0	6県計	91.7	6県計	91.0	6県計	92.4

(注) 網掛けは秋田県。2018年産は7～9月。

(出所) 「東京都中央卸売市場統計」により算出。

して旧JJAが合併して二〇〇一年六月に誕生したJAである。九〇〇〇haを超える耕地はほとんどが水田で、組合員数五七九二人(正組合員数四〇〇四人・六九・一%)、販売品販売高四六億円の、広域だが、合併農協としては大規模ではないJAといつてよい。専業農家は三八八戸に止まり、第二種兼業化が進行している秋田市に隣接する農業地帯にある。

後掲の表5に示したように、本格的なえだまめ生産に乗り出した二〇〇四年の販売額は七五五万円ではなく、典型的な米・麦・大豆の土地利用型農業地帯だったが、二〇一八年にはえだまめ販売額は一億六五〇〇万円が見込まれるところまで増加した(二〇一八年産米の作付けは「生産の目安」の一〇二%である)。

(2) えだまめの生産方式

東京市場への関東地方の主力産地の出荷時期が六～七月であるのに対して、春が遅いという気象条件のため、マルチ栽培を行う極早生品種を導入しても秋田県からの出荷は七月の中下旬以降であり、中心は八～一〇月にな

表5 JAあきた湖東におけるえだまめ生産の推移

年産	栽培者数	栽培面積	出荷量	販売金額	平均単価	単収
		ha	t	万円	円/kg	kg/10a
2004	33	14.0	17.0	755	443	126
2005	53	21.8	48.1	1,110	230	232
2006	34	11.0	31.7	1,757	554	288
2007	48	17.7	54.0	2,927	541	302
2008	51	23.9	82.2	4,297	523	346
2009	55	27.7	74.0	4,592	619	266
2010	54	33.9	106.5	5,493	516	314
2011	56	37.0	133.6	7,647	572	361
2012	48	48.0	213.3	9,329	437	426
2013	44	42.0	152.4	9,687	635	341
2014	50	54.5	202.4	11,025	545	309
2015	61	65.4	223.1	15,243	683	341
2016	57	68.9	213.4	13,512	633	283
2017	51	83.7	227.6	14,002	615	272
2018	55	85.0	300.0	16,500	550	352

(注) 2018年産の出荷量～単収までは見込み。

(出所) JAあきた湖東の資料による。

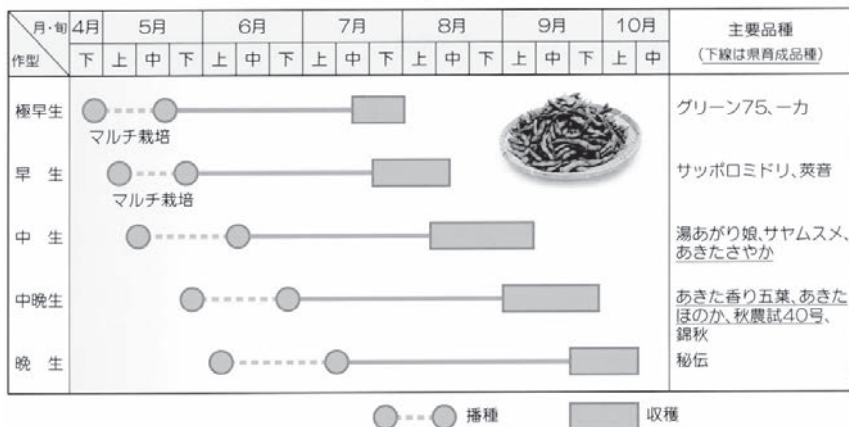
る。七月の秋田県産の東京市場シェアは三％程度に止まることから、量販店などの「棚」を長期的に確保するために、**図1**のように極早生種の出荷量を拡大するとともに、それから晩生種まで、五つの作型の多様な品種で切れ目なく出荷する体制を取ることが不可欠の課題となる。

したがって、秋田県育成品種であるあきたさやか(中生)、あきた香り五葉・あきたほのか・秋農試四〇号(中晩生)を軸としつつも、一五品種前後を導入し、JAが品種・播種日を指定して収穫と出荷をコントロールする仕組みを構築している。

えだまめは収穫適期が三日間しかない上に、収穫後の品質劣化が著しいため、選別から予冷までを短時間で処理する必要がある。二〇〇五年の共同選別施設設置は県内最初であり、施設の処理可能量三t/日に合わせて播種の時期と面積の計画を生産者ごとに提出してもらって、調整している。二〇一三年からはパッケージング機能を併せた「JAあきた湖東えだまめ共同選果場」の稼働により、処理能力が向上したが、こうした緻密な生産・出荷管理が他方では実需者との販売協議において安定出荷を保証する有力な手段ともなっていることが重要であろう。

作業工程は午前九時までに収穫物の選果場搬入終了↓

図1 秋田県におけるえだまめの作型



(出所) 秋田県農林水産部「えだまめ栽培のススメ!」による。

脱英(七・三〇) ↓洗浄・脱水 ↓選別(八・三〇) ↓予冷 ↓計量・包装・箱詰(二五〇g×三九袋/分)の後に予冷して翌日出荷となっている。多くの生産者は米が重要な作物であるため、九月一五日以降は米の収穫作業に入ってしまうことから、少しでも前進栽培を実現し、一週間でもえだまめの収穫を早めるべく、「マルチ＋不織布」栽培を奨励している。

(3) えだまめの販売実績と課題

表5に販売実績を示した。これによれば、第一に、栽培者数は二〇〇四年の三三戸から二〇〇八年に五〇戸台に増加したものの、その後は五〇〜六〇戸の間で変動しつつ停滞している。

しかし、第二に、栽培面積は二〇〇四年の一四haから二〇一八年の八五haにまで六倍化し、出荷量も一七tから三〇〇tに一七倍強に増加していて、規模拡大が進み、販売金額は二〇倍以上になった。二〇一三年からの共同選果場の整備・稼働開始の効果がかなり大きいものと思われる。

とはいえ、第三に、規模拡大にともなって平均単収や平均単価に伸び悩みがみられる中で、以下のような課題に挑戦している。

第一は、二〇一四年の販売額一億円突破を契機とし、より高単価販売を目指して、JAの独自販売に踏み

切った。有機栽培に取り組む七名を選抜して、湖東プレミアムえだまえを三越・伊勢丹に販売することにしたほか（スーパーでの価格の二倍以上）、いなげやの「一三〇店舗に品種選定のプライベートブランド（湖東のえだまめ）で販売も行っている（二〇〇八年から地元スーパーコモディイダ九〇店舗とも契約販売を行ってきた）。

第二に、高位安定出荷を目指す中で秀品率が七〇％に止まることから、二〇一一年に開設されたJA直売所への出荷とともに、えだまめソフトクリーム（二〇一二年）や枝豆アイスクリーム（二〇一三年あきた香り五葉と鳥

海高原の花立牧場工房ミルジのジャージー牛乳との共同開発）といった六次産業化の取り組みも進めている。

第三に、農協改革の一環として、七月中旬から八月一二日までの限定で東京市場の卸と契約を行い、マルチでの早出し製品について、JAの生産資材（生分解性プラスチック）の使用を条件とした七〇〇円/kgの買取販売にも着手している。

第四に、えだまめ部会が一二〇名の会員を擁しながら、出荷する実動会員が六〇名程度に止まっている問題がある。いわずと知れた高齢化・後継者不足・重労働負担の問題であり、法人や集落営農における雇用労働力不足問題である。これについては一層の機械化・効率化を強める中で対応が必要だとしている。

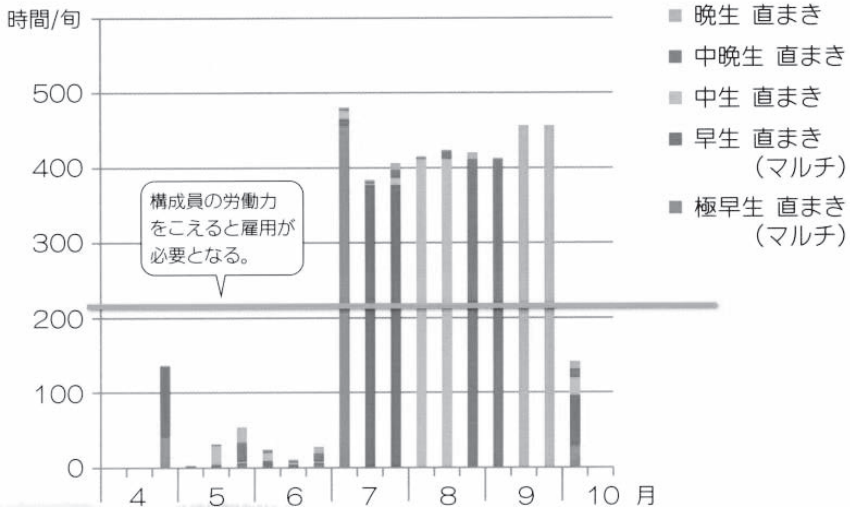
第五に、新規就農研修事業等にも取り組んできたJA出資型農業生産法人「(株)アグリサポート湖東」(二〇一三年設立、出資総額八〇〇万円)は原野を開墾してハウス七棟を建設し、施設野菜を栽培してきたが、二〇一八年度にA—FIVEから一〇〇〇万円の出資を受けて漬物事業に本格的な進出を始めた。これまではなかなか厳しい経営状態であったが、これをバネにして黒字化と周年就業の実現を通して、若手の雇用や新規就農の実現に結び付けたいとしている。

3、生産者の一端と課題

図2に5haのえだまめ栽培（構成員五人＋臨時雇用七人）のモデル経営の旬別の労働時間の配置を示したが、七～九月の収穫が始まる時期に総労働時間の八〇％超が集中する構造となっていることが明らかである。こうした事情は家族経営でも同様であり、臨時雇用労働力の確保が安定的な経営体の実現にとって喫緊の課題となっている。

県が示す試算では四〇aのえだまめ栽培の小規模体系（家族二名）では期待所得は六・八万円／一〇a、一五〇aの中規模体系（家族三人＋臨時雇用二人）で五・五万円／一〇a、五haの大規模体系で七・九万円／一〇aとなっていて、中規模体系の相対的に低い期待所得が規

図2 大規模体系（500 a、構成員3人＋臨時雇用7人）における年間労働時間の旬別配置



(出所) 秋田県農林水産部「えだまめ栽培のススメ!」による。

模拡大への意欲を高める数字とはなっていない「厳しい現実」が投影されているものと思われる。

実際に少しだけお話を伺うことができた二経営の概要を表6に示した。これによれば、えだまめ部会長の松田文春さんの経営でも、農業後継者確保の問題から、六年ほど前からは規模を縮小している厳しい現実があるとのことであったが、三〇歳前後の娘婿氏が経営継承に意欲を示すようになっていくとの「嬉しい」話が聞けた。

また、「株」つかまファームは現在七〇歳前後の年齢の三人の「同志」によって設立されたかつては営農組合だったものだった。管内のえだまめ生産における牽引組織の役割を担ってきた、図2に示した大規模体系に相当する経営であるとみなせるだろう。しかし、二〇一七年に代表者が亡くなり、経営継続に大きな危機が生じる中で、JA職員のSさん（三八歳）が参加することで光が見える状態に移行した。

二つの経営の詳細は不明だが、技術の面でも採算の面でも持続的な経営の条件は整っていたと推察される。にもかかわらず、後継労働力は家族員や組織構成員の中から自ずと確保されるわけではなかったという現実が筆者の心に突き刺さってくるところである。恐らくは、地域農業の労働力確保はそれぞれの立派な経営の内部から自ずと生まれてくるという時代はすでに終焉しつつあり、

表6 家族経営と法人経営におけるえだまめ生産の地位

農業経営	松田文春部会長	(株)つかまファーム
労働力	夫(61歳)+妻 軽作業の手伝い	4戸7人(社長70歳が昨年死去:4戸7人、役員3人) 通年雇用3人+農繁期雇用20人程度で約30人従事
経営面積	12ha(6年前15ha)	25ha
作付面積	水稲4.0ha 大豆6.5ha えだまめ0.9ha (後作にキャベツ) その他0.6ha	水稲15.0ha えだまめ6.7ha(後作にキャベツ1.0ha) かぼちゃ2.5ha 施設野菜70坪(4棟+3棟のほうれんそう) 作業受託(全作業2.0ha+田植え1.5ha)
後継者	娘3人だが、次女の 婿が次ぐ意思表示	農協職員Sさん38歳の参加

(出所) 聞き取りによる。

経営体としての個別の努力はもちろんのこと、JA出資型法人をも含む多様な担い手育成・確保のチャンネルを設けておくことが不可欠の時代になったということである。

わが家ではほぼ毎日の夕食で秋田産を含む各産地のえだまめを頂いており、その頻度がここ数年急速に高まっているのだが、そうしたささやかな楽しみが途切れないためにも後継者問題に対する筆者の一層の研究の必要性を痛感した次第である。

森林総研研究成果報告

津波被災海岸林再生のための自動植付機の開発

国立研究開発法人 森林研究・整備機構
森林総合研究所 北海道支所 チーム長

山田 健

1 背景

二〇一一年三月十一日の東日本大震災に伴う津波で、東北地方太平洋側の海岸林は壊滅的な被害を受けた。防災機能回復のためこれら海岸林をいち早く再生させる必要があるが、被災面積は膨大で、被災直後から現在に至るまで再造成作業は行われているが、未だ道半ばである。福島県の海岸林でも、広くクロマツコンテナ苗を植栽する再造成作業が進められている。被災海岸林では地震による地盤沈下と地下水位の上昇により植栽木に過湿害が発生しやすいため、再造成地の土壌を2m程度嵩上げして植栽する必要がある、海砂だけでは土砂量を確保できないため山砂を使用している。山砂は海砂と比べて土壌粒子が小径のものから大径のものまで広く含まれて

いるため締固まりやすく、重機で造成していることも相まって再造成地では表層土壌が極めて堅い。そのため一般的なコンテナ苗植栽器具では地面に貫入させることができず、苗木を植栽することが難しく、エンジンオーガにより植え穴を掘って植栽を行っている。より高度な機械化が望まれるところである。

森林総合研究所では以前より自動植付機の開発を進めてきているが、その知見を生かして福島県の海岸林再造成事業に供するための自動植付機を開発することとなった。本研究開発は、農林水産省「福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農業用ロボット技術開発事業」のうち「苗木植栽ロボットの開発・実証」事業（二〇一六～一八年度）として、福島県、機械メーカーとコンソーシアムを組み実施している。

これまで開発してきた自動植付機は、おもに山地林を主体とする林業現場でスギなどの主要造林樹種を植栽することを目的としてきた。海岸林再造成地は、完全に平坦な地形、前生植生が全くない、砂質土で表土が堅い、周囲を静砂垣に囲まれている、といった特殊な条件下にあるため、海岸林で植栽を行うことに最適化した自動植付機を新たに開発することになった。

2 自動植付機の開発

(1) 既存自動植付機による実証試験

海岸林用自動植付機を開発するに当たって、まず既存の自動植付機からどこをどう改良し、どのような機構・諸元とすべきなのか、決定する必要がある。そこで、いずれも森林総合研究所で開発した既存の自動植付機二機種を、福島県南相馬市の海岸林再造成地に設定した試験地に搬入し、実証試験を行って苗木の植付け状況や作業能率を比較した(図1)。

コンテナ苗を植栽するには、①地表に耕耘または植え穴掘りを行う、②苗木を挿入する、③苗木の根鉢と土壌を密着させるため土壌を締め固める(てん圧)、という作業を連続して行う必要がある。既存の自動植付機はいずれも○・二八m油圧ショベルをベースマシンとするブルムアタッチメント型作業機であり、それぞれデュアルオ

図1 開発の流れ

特異な条件：完全な平坦地・砂質土・前生植生なし・堅い表土



既存の自動植付機による海岸林再造成の実証試験(南相馬市)

植付け状況・土壌・植栽木の活着の調査

要改良点の抽出、諸元の検討



海岸林専用自動植付機・作業システムの新規開発

ーガ方式（二軸の垂直軸回りに回転するプロペラ状のオーガを土中に貫入させて耕耘する方式）、バケット天地返し方式（油圧シヨベル状のバケットにより表土を反転させる方式）の耕耘装置を備えている。オーガ方式ではオーガがてん圧装置を兼ね、バケット方式では独立したてん圧板を備えている。ターレット方式（苗木を一本ずつ格納した小容器を渦巻状に連ねたターレットを一ピッチずつ回転させ、苗木を植付け装置に落下させる方式）の苗木格納・供給装置と、プランティングチューブ方式（円筒状のプランティングチューブを地面に突刺し、その中に苗木を落下させて植付ける方式）の植付け機構を有する点は共通している。

海岸林再生造成地では、嵩上げされた土壤に高さ1mの静砂垣が一〇×二〇mの格子状に設置されている。表層土壤の締固め・攪乱を抑えるため、ベースマシンの走行面積を最小限とすることが求められる。そこで、長方形の静砂垣区画の長手方向中央を後退しながら左右にブームを伸ばして、事前にマーキングした植栽位置に植付けるという作業方法をとった。

実証試験を実施した結果、バケット方式よりもオーガ方式の方が、またデュアルオーガよりもシングルオーガの方が植栽木周囲に凹凸を生じにくく滞水のリスクが少ない、作業能率が高い、という点で海岸林植栽に適して

いると考えられた。また、耕耘面積よりてん圧面積を小さくしないと十全なてん圧ができないこと、耕耘時の土壤飛散を防止するための手立てが必要であること、現状よりも作業機を相当にスリムにしないと静砂垣沿いの植え列に植えることができないこと、などが判明した。実証試験後の追跡調査では、浅植えやてん圧不足など植付け状況不良の苗木も正常に活着・成長していることが判明した。

(2) 新規自動植付機の開発

既存自動植付機の実証試験結果より、新規自動植付機のベースマシンにはこれまで同様〇・二八³m油圧シヨベルを使用し、①シングルオーガ耕耘方式の地表処理、②土壤の飛散を防止するためのフレーム、③広い耕耘面積とそれより小さいてん圧面積、④大径のプランティングチューブ、⑤独立したてん圧機構、を備えていることが必要であると考えられた。それに加え、⑥育苗コンテナを直接装填しロボットアームで苗木を取出す苗木格納・供給装置、⑦苗木周囲に肥料を散布する施肥装置、を備えた自動植付機を設計・製作した（写真1）。

自動植付機による植栽作業は、オーガによる耕耘↓サブフレームの移動によるオーガとプランティングチューブ・てん圧板の位置の入替え↓プランティングチューブの貫入↓苗木の落下↓てん圧板によるてん圧、という手

写真 1 開発した自動植付機



更することができ、苗木供給装置は植栽工程とは独立して駆動される。作業方法は、既存自動植付機による実証試験時と同様、静砂垣区画長手方向中央を後退しながらの植栽となる。

(3) 新規開発機による実証試験

新規開発した自動植付機で二回にわたって実証試験を

順で行われる。作動はシークエンス制御により自動

で進行し、オペレータがすべき操作は操作レバーに取付けられた二つのボタンを押すだけで、ブーム操作に専念できる。

耕耘深・植付け深やてん圧の強度はセンサの設定で変

実施し、ビデオ撮影、オペレータの心拍数測定などを行って作業性能や労働負担を調べた。比較のため、人力植栽作業も同時に行った。

たまたま試験日程と大寒波が重なった中での実証試験時には、凍結した非常に堅い土壌にも植付けることができ、縮固まった堅い表土への植栽にも対応可能であると推測された。作業能率は人力植栽と同程度であったが、人力作業よりも労働強度が低いため実労働時間を長く取ることができると考えられる。要素作業のうち、植栽位置決め工程はオペレータの技量に依存しており、ブーム操作をアシストする機構を付加することにより所要時間短縮が望めるのではないかと考えられ、現在その方策を検討している。

3 おわりに

今回開発した自動植付機により、海岸林再造成地に効率的に植栽でき、また堅い土壌にも植栽可能であることが確認できた。まだ開発途中ではあるが、今後実用化に向けて、作業能率向上のためのブーム操作時間の短縮、マージング作業を不要とするための植栽位置決め装置の開発・検証などに取組む予定である。実用レベルまで完成したら、マニュアル等を整備して実際の海岸林再造成現場に投入し、植栽作業に供する計画となっている。

編集後記

一九五五年生まれである筆者の小さい頃の記憶に、「二町歩あれば子どもを大学に出せた」という話があります。その話の真偽はともかく、「二町歩の田」は当時たいしたものでした。都府県の一経営体当たり経営耕地面積は現在二・一五畝まで拡大し、「二町歩」は普通になっていきますが、そこから得られる収入と「大学の学費」は地球と月の距離よりも遠く感じます。

本号では共同調査報告として「現地に見る平成三〇年産米の生産調整―秋田県大潟村を中心として」を掲載しました。大潟村の入植農家の経営規模は基本が一五畝。つまり一五町歩です。小さい頃の記憶をたどると夢のような面積です。現地を車で走ると、その広々とした風景にまるで北海道の農村にいる感覚を覚えました。

八郎潟はかつて二万二千畝、琵琶湖に次ぐ日本第二の広さの湖でしたが、ここで干拓事業が行われ、二〇年の歳月の後、一万七千畝の新生の大地が生まれました。その広さは、JR山手線内の土地のほぼ三倍に匹敵します。ところで、この「干拓」について、信州の山育ちの筆者は具体のイメージをもっていなかったことを現地で見りました。土地の海拔がマイナス三・八メートルであるとお聞きし、恥ずかしながら大変驚いたのです。筆者の頭の中

では、湖に新たな土地を造る手法は、土砂を大量に投入して湖を埋め尽くすとのイメージしかなかったのです。

さて、この八郎潟干拓により、新生の大地に村がつくられることとなり、村名は全国から募集され、将来に大きな理想と躍進をこめて「大潟村」と命名されたとのこと。当初は六世帯わずか一四人の人口でのスタートだったそうですが、その後、全国の入植希望者のなかから選ばれた入植者は、干拓の目的である「日本農業のモデルとなるような生産および所得水準の高い農業経営を確立し、豊かで住みよい近代的な農村社会をつくる」一員として続々と就農し生活を始めたのです。しかし大潟村の誕生まもなく、「新規開田抑制政策」による米生産調整が始まり、その後、入植者の生産調整拒否や過剰作付けによる「青刈り問題」、「ヤミ米事件不起訴」等々で大潟村は揺れ続けました。

全農林発行「農林新聞」一九八五年一月二六日号には、その年開催の中央労働会議全国活動者集会において、秋田の参加者から「大潟村では検問所を設けてきびしいヤミ米取締りが行われている。農政の民主化が必要だ。」との発言があった旨掲載されています。その発言者が全農林組合員だったかは不明ですが、当時の食糧事務所職員が、形骸化が指摘されていた食管法と現実の米流通の中で苦悩した姿が想像されます。

（花村）